

学校運営協議会制度に関する 参考資料

学校運営協議会の制度導入に至る経緯について

必要性

- ◆ 国民の学校教育に対する要請が多様化・高度化する中で、公立学校が国民の期待に十分応えることができるよう、公立学校の管理運営の活性化を図る必要。
- ◆ このため、地域の住民や保護者がより主体的に学校の運営に参画することを可能とすることにより、地域の住民、保護者の意向に的確に対応した教育活動を実施し、信頼される学校づくりを進めることが重要。

関係答申等

- ★ 教育改革国民会議報告－教育を変える17の提案－（平成12年12月22日）
- ★ 規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）
- ★ 今後の学校の管理運営の在り方について（平成16年3月4日中央教育審議会答申）
- ★ 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）

学校運営協議会制度の導入

※平成16年地教法改正（※第47条の5に規定、平成16年9月9日施行）

1. 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。
2. 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
3. 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
4. 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（5の事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
5. 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員であるときは、市町村委員会を経由する。
6. 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、5により述べられた意見を尊重するものとする。
7. 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
8. 指定学校の指定及び指定の取消しの手続き、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

1. 制度の概要

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」制度の導入(H16)により、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進する。

これにより、子供が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを構築し、質の高い学校教育の実現を図る。

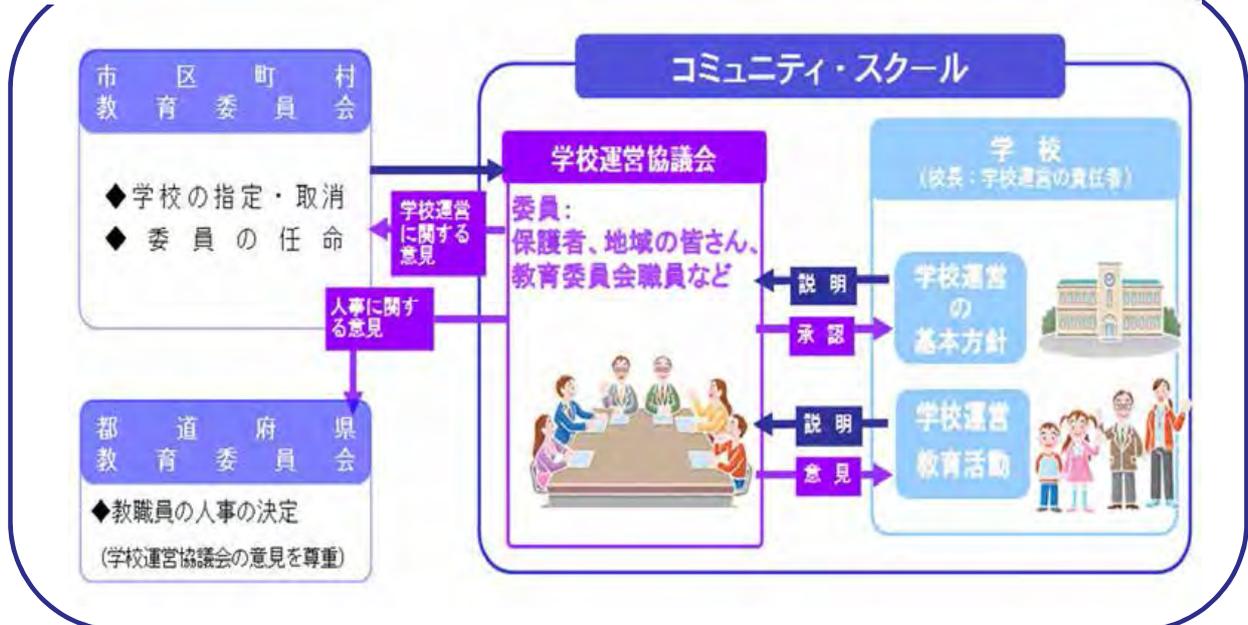
<学校運営協議会の主な役割>

(対象:公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校)

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五)

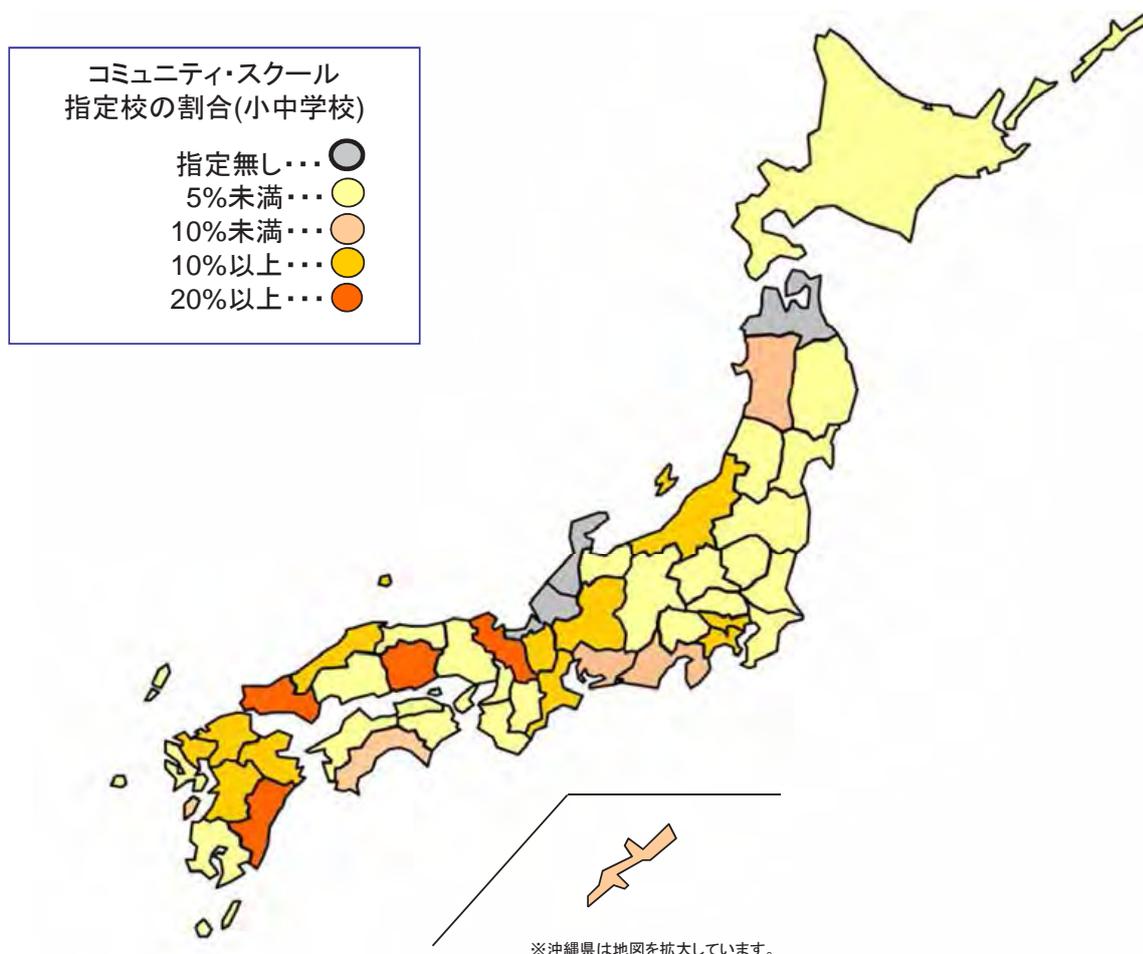
- 校長の作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を出すことができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を出すことができること
(教育委員会はその意見を尊重して教職員を任用する)

<コミュニティ・スクールのイメージ>



平成27年度 コミュニティ・スクールの指定状況

コミュニティ・スクール：44都道府県内 2,389 校
 (幼稚園95、小学校1,564、中学校707、高等学校13、特別支援学校10)

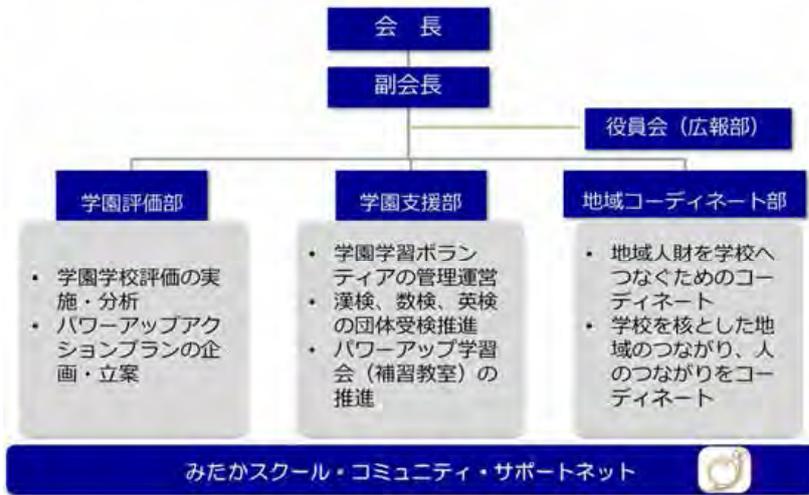


H26. 4. 1		470校増	H27. 4. 1	
幼稚園	94 園		幼稚園	95 園
小学校	1,240 校	小学校	1,564 校	
中学校	565 校	中学校	707 校	
高等学校	10 校	高等学校	13 校	
特別支援学校	10 校	特別支援学校	10 校	
合計	1,919 校	合計	2,389 校	

小中9年間の子供の育ちを地域ぐるみで支援（東京都三鷹市）

- 平成20年度までに市内全22校を指定し、全中学校区で**小中一貫コミュニティ・スクール**を推進。
- 各小中学校の地域住民等が、小中一貫教育校（＝学園）の学校運営について一体となって協議・支援。
- 学園を構成する全ての指定学校の学校運営協議会で組織するコミュニティ・スクール委員会を設置し、学園内の各学校の運営に参画。
- コミュニティ・スクール委員会には、**評価部会、支援部会、広報部会等の部会を設置**し、委員が地域の力を学校教育の充実に生かすとともに、地域の活性化を図っている。

<三鷹中央学園CS委員会の組織図と主な活動>



委員構成	
学識経験者	
保護者代表 (PTA)	
青少年対策地区委員会	
交通安全対策地区委員会	
地域子どもクラブ	
地域コーディネーター	
主任児童委員/民生児童委員	
保護司	
青少年委員	
住民協議会	
サポートネット	
地域協力者	
学校代表者 (学校長)	
合計	24名

三鷹中央学園パワーアップアクションプラン

2015年度

三鷹中央学園 「目指す学園生像」	学校での取組	子どもの取組	家庭での取組	地域での取組
すすんで学ぶ人 確かな学力をはぐくむ	1. 魅力ある授業づくりを実践する 2. 授業内容に関連した本を紹介し、読書への興味につなげる 3. 授業と家庭学習の関連性を重視した指導を行う	1. 話をよく聞き、分からないことがあったらそのままにしない 2. 読書の習慣を身に付ける 3. 宿題を忘れずにやり、時間のけじめをつけて家庭学習をする	1. 子どもたちの学習内容に関心を持ち、声をかける 2. 本に親しむ習慣を付ける 3. 子どもが家庭学習に集中できるような環境(時間・場所)をつくる	1. 学習に関わる地域の人財や環境づくりに協力する 2. 学校図書館と地域の図書館が連携したり、読み聞かせなどのボランティアなどに協力する 3. 放課後や長期休業中に子どもたちが学べる環境づくりや子どもが挑戦できる検定(漢検、英検、数検など)を行う
感謝と思いやりの心をもつ人 豊かな人間性をはぐくむ	1. 互いを認め合える学級をつくる 2. 子どもと交流し、協力関係を築く 3. 「あいさつ」を習慣化する 4. 感謝の気持ちを伝える	1. 学校であったことについて家で話す 2. 友達の良いところを認めたり、思いやりのある声をかけたりする 3. 自分から進んであいさつをする 4. 自分から進んで「ありがとう」を言う	1. 家庭での対話を大切にする 2. 家庭で大人が率先して子どもにあいさつをする 3. 家庭で大人が率先して子どもに感謝の気持ちを伝える 4. 家庭で話し合い、毎日できるお手伝いを決め、継続させる	1. 子どもの体験を深める活動を行う 2. 大人が子どもにあいさつなどの手本を示す 3. 子どもを褒める場をつくる
たくましい心と体をもつ人 心身の健康をはぐくむ	1. 時を運つ望む 2. 望む食生活 3. 適切な指導	1. 学校であったことについて家で話す 2. 友達の良いところを認めたり、思いやりのある声をかけたりする 3. 自分から進んであいさつをする 4. 自分から進んで「ありがとう」を言う	1. 家庭での対話を大切にする 2. 家庭で大人が率先して子どもにあいさつをする 3. 家庭で大人が率先して子どもに感謝の気持ちを伝える 4. 家庭で話し合い、毎日できるお手伝いを決め、継続させる	1. 子どもにとって安全で安心な環境をつくる
地域・社会に貢献する人 地域を愛する心と態度をはぐくむ	1. 委員会や係活動で自分の役割をもって行動できるようにする 2. 学校行事・地域行事を通して成長する環境をつくる 3. 防災訓練を行い、災害に備える 4. 地域と関わる学習でつながりを深める	1. 自分の役割を責任をもって果たす 2. ボランティア活動・地域行事に参加する 3. 地域の防災訓練に参加する 4. 一人ひとりが安全な過ごし方を考えて生活する。子ども同士声をかけあう	1. 学校行事・地域行事に参加する 2. 地域の防災訓練に参加する 3. 家族で安全な過ごし方を考えて生活する	1. 子どもにとって安全で安心な環境をつくる

義務教育9年間で育てたい子供像を明確にし、地域の方々や保護者とビジョンを共有。その上で、学校、家庭、地域、子供自身が熟議し、具体的なミッションを持って取組を実行。

学校評価と学校支援地域本部を一体化した取組(岡山県矢掛町)

●学校評価をベースにコミュニティ・スクール連絡協議会を導入

平成18～21年度に実施した学校評価に関する調査研究をもとに、平成23年度から町内全校をコミュニティ・スクールに指定。

学校運営協議会委員の人数を9～13名とし、当該校の教職員3名以外の地域住民、保護者代表、学識経験者は全て学校関係者評価委員を兼任。

年4～5回の学校運営協議会において、学校基本方針の承認、学校関係者評価の実施、町教委・県教委への要望の検討、次年度の基本方針についての協議と承認を実施。

●学校支援地域本部事業との連携で地域に支えられる学校に

平成20年度に学校支援地域本部事業を受託し、平成21年度からは各小中学校に地域コーディネーターを配置。

学校運営協議会委員の中に、地域コーディネーターや公民館関係者等が入ることで、学校支援地域本部事業等との連携が強化。
(学習支援、登下校安全、環境整備等のボランティアを的確に配置することが可能に)



子ども観光ボランティア

●児童生徒が地域行事に参画し、地域を支える学校に

児童生徒が地域行事へ参加するだけでなく、ボランティアとして地域行事を支えたり、行事の企画・運営に参加したりすることで、地域を支える学校になることを目指している。

- (例) ・子ども観光ボランティア
・地域の祭りの餅つきボランティア
・地域・小学校合同運動会ボランティア



地域の祭りの餅つきボランティア

コミュニティ・スクールを核とした地域の課題解決と活性化(高知県黒潮町)

「地域人」としての高校生の育成を目指して

●地域と協働して子どもたちを育てる県立学校の姿

高知県立大方高等学校は、県立高等学校再編計画に基づき、大方商業高等学校を多部制単位制普通科高等学校として、平成17年に改編しました。

開校に向けて教職員や地域住民等からなる「学校の未来を語る会」を設置し、学校の基本方針や教育課程、校歌にいたるまで議論しました。平成18年にコミュニティ・スクールに指定され、「特色ある学校づくり」の取組において、学校運営協議会の活動が大きな力となっています。

●高校生のアイデアを元にした商品開発

生徒の発想力・コミュニケーション能力の育成や地域理解を図るとともに、学校及び地域の活性化を目指す取組として、高知大学と連携した「自律創造型課題解決学習プログラム」(総合的な学習の時間に位置づけ)を実践しています。

- ・学校運営協議会委員を含む企業やNPO、町役場の方々から提案される地元の課題に関連した「ミッション」に取り組み、解決策を検討し発表を行っている。
- ・自律創造型課題解決学習プログラムで開発した「カツオたたきバーガー」や「黒潮町の黒塩」の商品がヒットし、地域のPRや活性化に大きく寄与している。
- ・地域の資源を活かした「砂浜美術館」、「潮風のキルト」を学校設定科目とし、地域と連携した授業展開により、生徒の地域理解が深まるとともに、地域の課題解決に結びついている。



「黒潮町の黒塩」



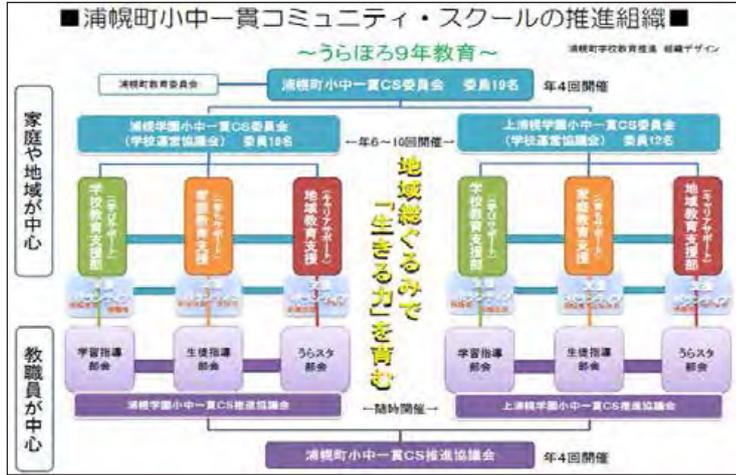
「砂浜美術館」Tシャツアート展



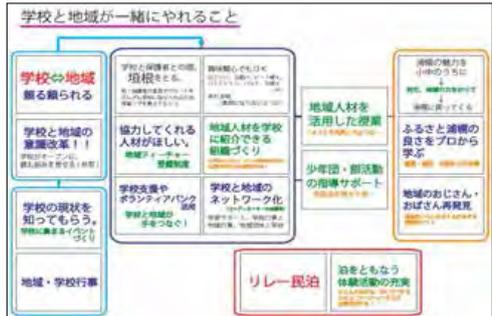
「カツオたたきバーガー」

コミュニティ・スクールと連動し、学校と地域が一体となって取り組むまちづくり（北海道浦幌町）

- 平成19年より、**子供たちが夢と希望を抱けるまちを目指して**、町役場、町教委、農協、商工会、森林組合、漁協等で構成した「うらほろスタイル推進地域協議会」を設置し「うらほろスタイル教育プロジェクト」をスタート。
- 平成24年度から**小中一貫教育**の研究を開始、義務教育9年間を見通した視点で**連続性と系統性をもった教育活動**を展開。
- 平成27年度からは、**コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育**を開始し、地域総ぐるみの教育活動を展開。



熟議を通して
ビジョンを共有し、
実現に向けた
アイデアを話し合います。



浦幌町コミュニティ・スクール 推進の基本

- ・教育長や校長が自らの言葉で語り、**CSの意義や明確なビジョン、取組の必要性や成果を広く周知**。
- ・小中一貫教育とCS、学校運営協議会と学校支援地域本部事業や学校関係者評価等の機能、社会教育と連携した学社融合・地域総ぐるみの取組などを**一体的に推進する運営体制の確立**。
- ・保護者や地域住民が自ら学校運営に積極的に参加することによる、**当事者意識の高揚**。

うらほろスタイル推進事業

～コミュニティ・スクールと連動して取り組む「まち・ひと・しごとづくり」～

- ・平成19年度から「うらほろふるさとづくり計画」がスタート。小中学生を対象にした「うらほろスタイル教育プロジェクト」の取組の成果として、子供たちが浦幌の魅力に触れ、**地域への愛着や誇りが芽生え、地域貢献への思い等ふるさとへの意識が育まれてきている**。また、地域内への進学を希望する子供が増加。
- ・一方、若者が進んで定住をすることができる「**しごと場**」が不足しており、平成26年度から**若者の雇用創造事業プラン**として「**まちなか農園プロジェクト×商品開発プロジェクト**」を始動。

→子どもたちの夢が詰まったまちへの提案や企画を大人たちの手で実現

コミュニティ・スクールと連動

地域への愛着を育む事業

学校の授業で地域の魅力発見等の体験活動を実施、まちを活性化させる企画等を町長に提案。

農村つながり体験事業

町内の小学生を対象とした農林漁家での生活体験を学校行事で実施、事後交流を展開。

子どもの想い実現事業

学校の授業から生まれた「まちを活性化させる企画」を町民が力にできる活動。

若者の仕事創造事業

若者の定住を目指し、地域の課題解決につながる仕事や環境を生み出す事業。



札幌や函館で浦幌の魅力を発信



農村つながり体験



ハマナスの植栽

「まちなか農園プロジェクト×商品開発プロジェクト」

「まちなか農園」を平成27年に開設し、地域色のある作物を育て、それを使った商品開発に取り組んでいます。

成果

- ・小中学校間や学校・家庭・地域間の垣根が低くなり、触れ合いが深まり、協働体制が生まれている。
- ・学校に対する理解が深まり、**学校や地域の人たちが元気になる**。
- ・地域が好きな児童生徒や将来地域で働きたい、暮らしたいと思う子供が増加している。
- ・子供たちが浦幌の魅力に触れ、**地域への愛着や誇りが芽生え、ふるさとへの意識が育まれてきている**。
- ・子供を軸としたまちづくりが、**子育て世代への安心感を育み、出生率の増加傾向にある**。

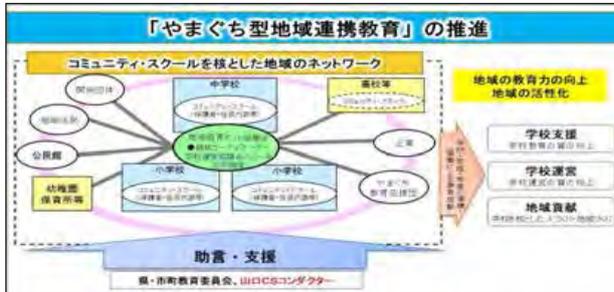
コミュニティ・スクール推進に向けて教育行政が担う役割

社会総がかりによる「地域教育力日本一」の取組の推進

山口県教育委員会

コミュニティ・スクール数：小学校264校（300校中） 中学校143校（151校中） 設置率：90.2%/平成27年4月1日現在

●「やまぐち型地域連携教育」の推進



山口県では、コミュニティ・スクールが核となり「地域協育ネット」の仕組みを生かした取組を推進。各中学校区で地域のネットワークを形成し、学校、家庭、地域が連携・協働することにより、社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを見守り支援する「やまぐち型地域連携教育」を推進。

【地域協育ネット】
おおむね中学校区を一つの単位とした、幼児期から中学校卒業程度までの子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するための仕組み（H26年度末で県内全中学校区に設置）

●学校教育部局と社会教育部局が連携した研修会等の実施

全国に本県の取組を発信する「山口県コミュニティ・スクール推進フォーラム」（H27.12月開催予定）をはじめ、学校関係者や地域関係者等を対象とする県内全域の研修会（「地域教育力日本一」研修会）及び県内7地域での研修会を実施し、好事例の普及とともに推進の気運を醸成。

また、行政担当者（指導主事・社会教育主事等）の連絡会議を実施し、双方が連携してコミュニティ・スクールと地域協育ネットを一体的に推進。



「地域教育力日本一」研修会における熟議
（全県から400名の学校関係者、地域関係者が参加）

●これまでの成果と課題

- 成果：学校への理解・協力が進み、学校課題の解決や学校支援活動、学校の地域貢献活動の充実に寄与。
- 課題：学校によって取組に差が見られ、好事例の普及や人材育成等、行政による支援が必要。

コミュニティ・スクールへの移行を視野に入れた「熊本版コミュニティ・スクール」の推進

熊本県教育委員会

コミュニティ・スクール：59校（小33校、中26校）

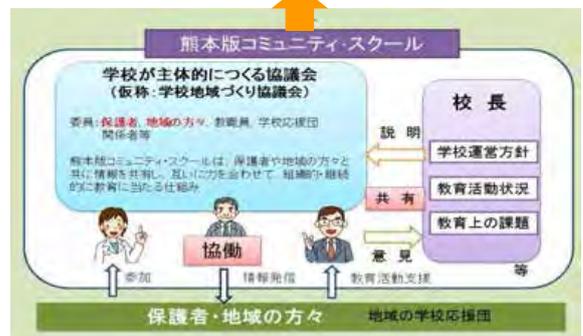
熊本版コミュニティ・スクール：74校（小58校、中16校）/平成27年4月1日現在

●学校運営協議会の要件と権限を緩和し、学校が主体的に協議会を設置

熊本県では、地域に開かれた学校づくりを目指して、「教育振興基本計画」にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入推進を掲げ、拡充に向けた取組を推進。

その前段階として、コミュニティ・スクールに指定されていない学校に、法的な要件や権限を緩和した「熊本版コミュニティ・スクール」を平成24年度から導入し、家庭・地域と連携・協働して児童生徒の成長を支えていく仕組みを整え、開かれた信頼される学校づくりを推進。そして、学校支援地域本部等との連携など、段階的に国の「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」への移行につなげている。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）



●『熊本版コミュニティ・スクール』の普及・啓発に向けて

「熊本版コミュニティ・スクール」では、「学校」が主体的に保護者と地域の方々が参加する協議会を設置し、各学校の教育課題等を共有。そして、その課題解決や改善に向けて共に話し合い、協力し、一体となって組織的かつ継続的に教育活動に取り組んでいる。

また、「熊本版コミュニティ・スクール」についての趣旨の理解を深め、その導入を進めるとともに「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の一層の拡充を図ることを目的として、地区別推進シンポジウムを開催。（平成26・27年度：10地区で開催）

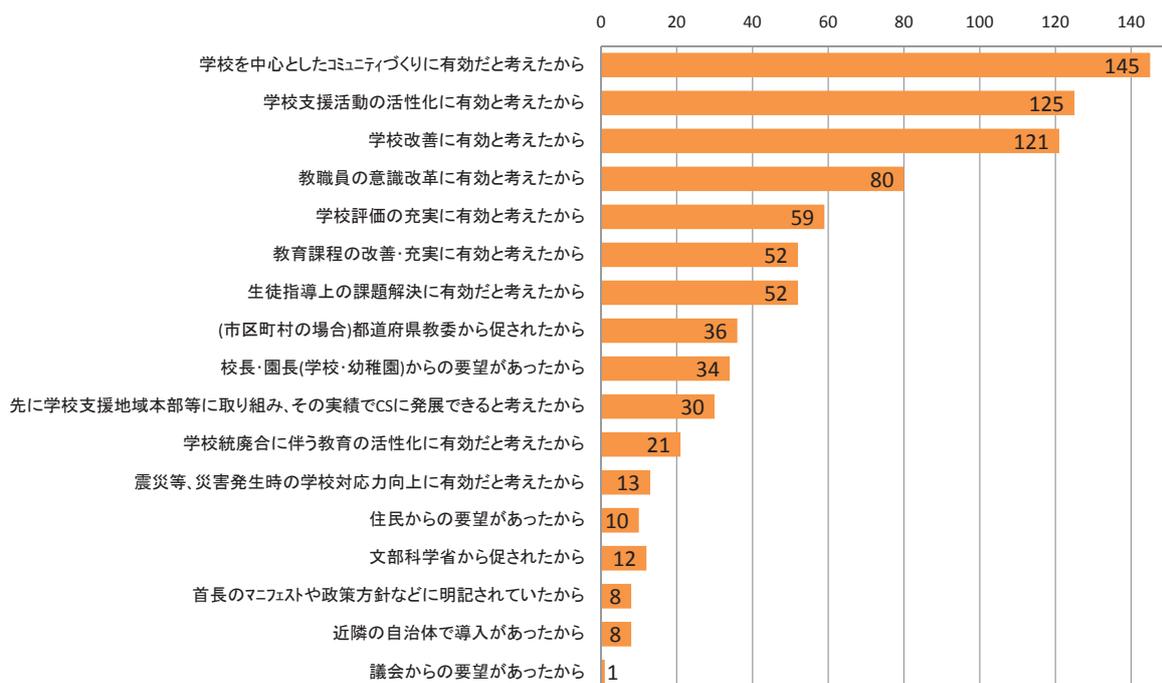


【地区別推進シンポジウムの様子】

これからのコミュニティ・スクールの在り方に関する 参考資料

コミュニティ・スクール指定の理由（教育委員会調査）

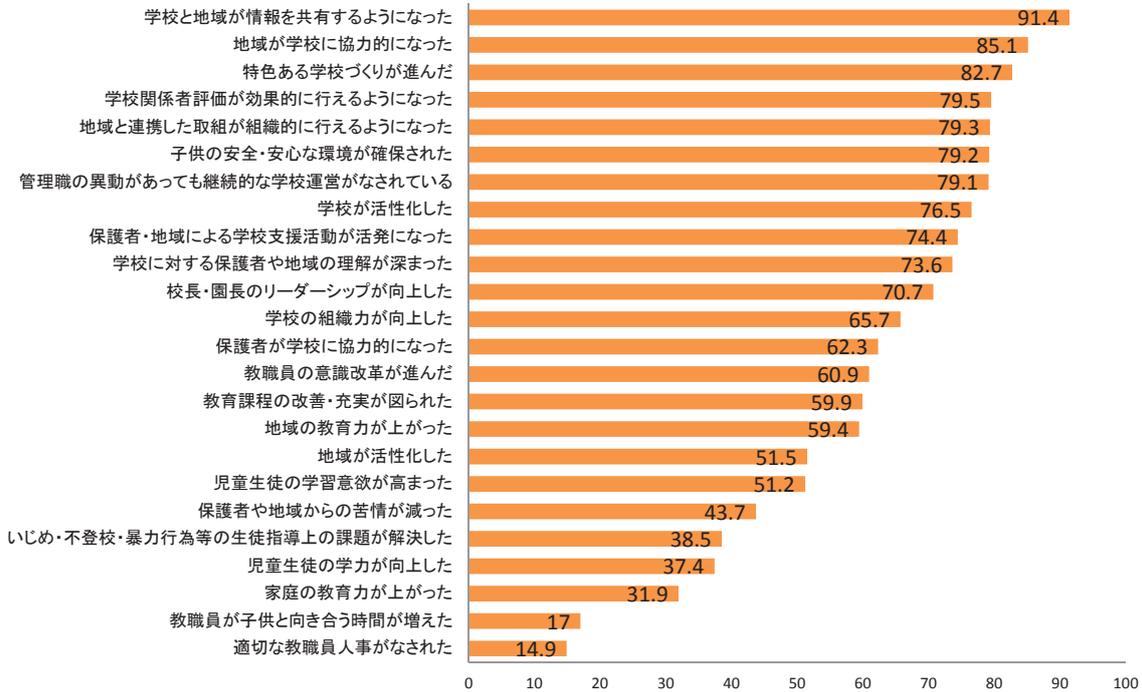
※グラフ中の数値は回答数。



出典「コミュニティ・スクールの実態と教育委員会の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

コミュニティ・スクールの成果（校長意識調査）

※グラフ中の数値は回答割合。



出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

学校運営協議会の成果（自由記述より）

(107校の自由記述276件を整理)

大分類	中分類	例示	
協議会の役割機能(81)	地域・保護者の意見を反映した運営(17)	意見を学校運営に生かす／保護者や地域の意見が入ってくる／承認を得て安心して運営ができる	
	協議会の意見に基づく改善(6)	家庭や地域のニーズを取り入れた改善、学校運営の見直し	
	協議会による学校評価の効果(20)	客観的な学校評価／有益な学校評価／学校評価に基づく改善	
	教委への意見具申の効果(5)	教職員任用／施設設備整備／通学路安全対策	
	関わりの発展(29)	関係形成(13) 地域とのつなぎ役(19)	委員の学校理解が進む／課題の共有化／相談役的役割 地域情報の提供／地域への学校様子を伝達／保護者や地域住民への働きかけ／クレームの減少
学校の改善・充実(72)	学校改善・充実(45)	教科学習等(3)	授業の充実／地域を教材とする授業の増加
		生徒指導(1)	学級が落ち着いた
		行事・活動の充実(6)	専門性を有する地域人材の活用／行事での講話／体験活動の充実
		特色ある教育推進(6)	地域と一体となった取組／学校だけではできない活動／協議会委員参加の行事
		小中連携活動等(14)	小中連携／保幼との連携／学校間の研究推進／9年間の一貫性のある教育
	教職員の変容(15)	改善・活性化(15)	学校の活性化／学校運営の継続・改善／学校支援による教員の負担軽減
		意識変化・改革(9)	意識改革・意欲向上／協議会委員の思いや建設的意見による触発
児童の変容(12)	開かれた学校づくり(6)	課題や成果を直接伝達／透明性の高い学校経営／地域との連携を意識した取組	
	学校生活の改善(3)	自己有用感の高まり／充実した学校生活／規範意識の高まり	
	学習意欲の向上(2)	学習意欲の向上	
学校支援(44)	支援・協力が増える(39)	関心が高まる／地域へ愛着を持つ／地域行事に参加／住民であることを自覚	
	支援体制づくり(5)	ボランティア活動(放課後等学習教室、授業支援、体験学習、環境整備、引率補助、見守りなど)、地域人材講師、外部検定試験の実施、行事支援など 学校支援地域本部、支援組織との連携、応援隊の組織づくり、ボランティア増員など	
学校と地域の関係(78)	学校への理解・関心(16)	学校への関心が高まる／理解が広がる／学校への協力が増える	
	学校・保護者・地域の連携促進(31)	連携が深まる／関係者の熟議／一緒に計画運営／学校を核とした展開	
	保護者・地域からの信頼(3)	学校への信頼が増す	
	地域教育力の向上(12)	健全育成の充実／あひさつ運動／地域全体での見守り／地域も一緒に育てる気運	
	地域づくり(16)	地域行事の合同開催／コミュニティづくり／地域の活性化／地域の生涯学習	

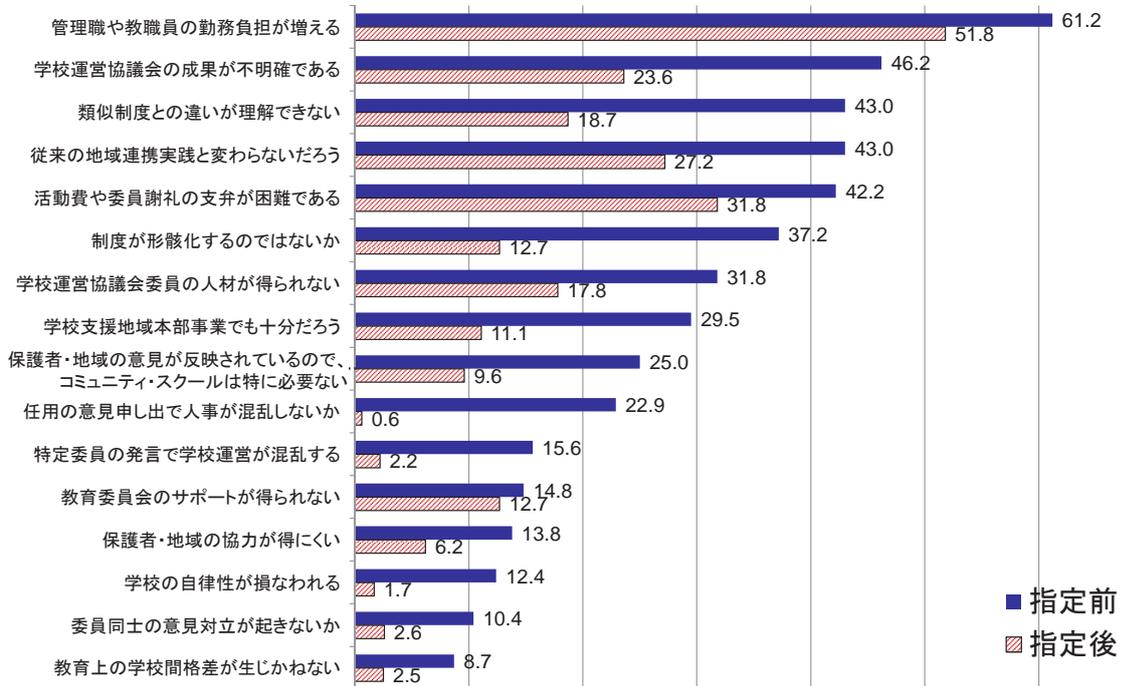
※各校3点までの回答による

(出典)『「地域とともにある学校」の推進に向けた教育行政の在り方に関する調査研究＜報告書＞(国立教育政策研究所、平成27年3月)

文部科学省委託調査研究結果

指定前後の課題に対する認識の変化

○課題認識は、指定によって一定程度解消されている。



学校運営協議会の課題(自由記述より)

(104校の自由記述195件を整理)

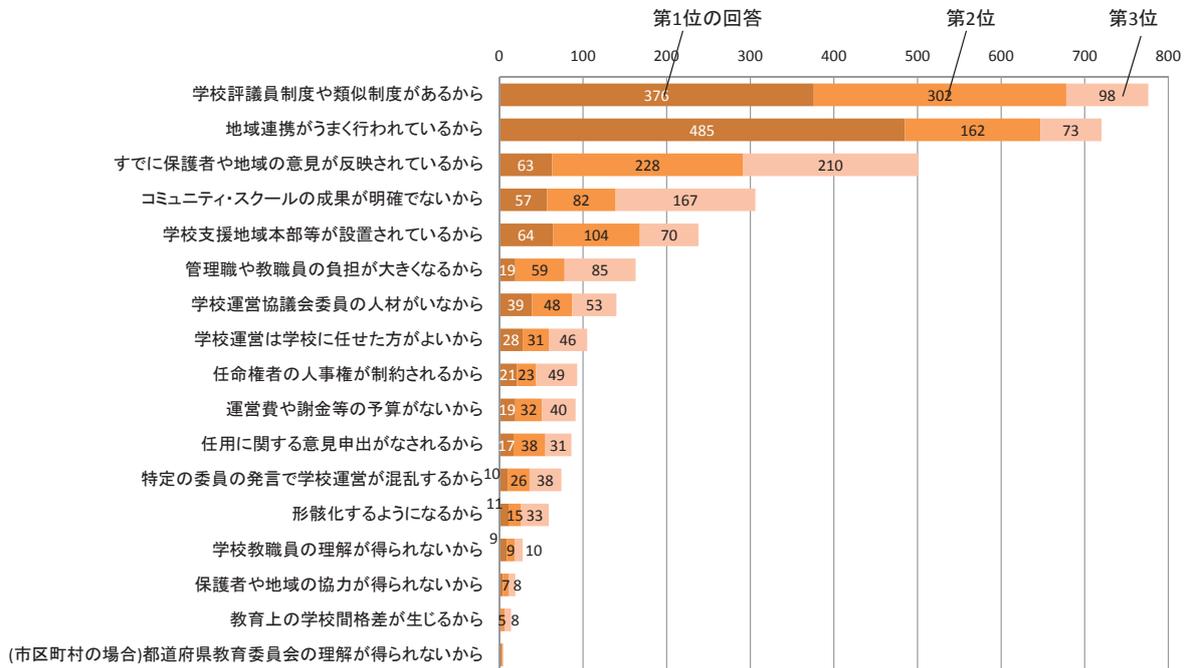
大分類	中分類	例示	
制度・組織等(30)	協議会の役割(11)	役割の確認(5)	導入時の原点に戻り育てる子ども像を確認／熟議の必要／学校と地域のつなぎ役／課題の共有と解決策の検討
		活動の在り方(6)	学校支援の在り方／学校評価の実施／任用に対する事案の扱い／学校と学校運営協議会の距離感の持ち方
	CSの理解促進(6)	教職員の理解と意識改善／保護者・地域住民の理解促進	
	事務局体制の確立(3)	事務局がない／副校長の負担が大きい	
	小中連携・一貫教育における体制(5)	体制づくり／調整に時間／個別学校に特化した取組が少なくなる	
活動の推進(54)	協議会の活性化(20)	活動のマンネリ化等(15)	活動のマンネリ化／固定化／形骸化／保護者世代とのズレ
		新しい取組の必要性(5)	チャレンジの必要／新しい取組の開拓
	活動体制(10)	参加者の確保(8)	参加者が高齢化／固定化／保護者の参加が少ない／呼びかけ
		活動時間の確保(2)	会議や活動時間の確保
	活動の見直し(3)	スリム化／無理なく継続できる連携へ／地域の実態に合わせる	
他組織との連携・協力(15)	関係機関組織との連携促進／小中との連携／連携・協力の整理		
委員(57)	委員の任命(39)	委員の交替(15)	委員の固定化／高齢化／世代交替の必要
		人材確保が難しい(24)	人選が難しい／適任者がいない／バランスが難しい
	多忙・負担(8)	掛け持ちも多く会議出席が限定／学校訪問や活動が少ない	
	資質・立場(8)	CSの理解／人間関係が出る／地域組織代表でない立場が弱い	
	教職員との交流(2)	教職員との交流／教職員を理解することが必要	
活動条件整備(37)	人的措置等(18)	事務局等の負担大(7)	資料づくりが大変／活動の窓口が対応できないことも
		学校の多忙化(7)	夜の協議会開催や土日の行事開催／会議削減の必要
	加配の必要性(4)	教員加配／コーディネーター加配	
	活動費の確保・充実(11)	謝金が低額／視察予算がない／運用の弾力化／資金づくり	
その他の条件整備(6)	地域コーディネーター養成／ボランティア育成／学校評価の研修／企画運営スタッフの確保／地域住民のスペース整備／首長部局と教委との連携		
	地域への対応(17)	コミュニティ・スクールの情報発信(12)	保護者や地域へ活動をアピール／十分に認知されていない
	地域教育力育成への啓発(5)	保護者や地域への啓発／学校・家庭・地域の連携促進	

※各校3点までの回答

(出典)『「地域とともにある学校」の推進に向けた教育行政の在り方に関する調査研究<報告書>(国立教育政策研究所、平成27年3月)

コミュニティ・スクール未指定の理由（教育委員会調査）

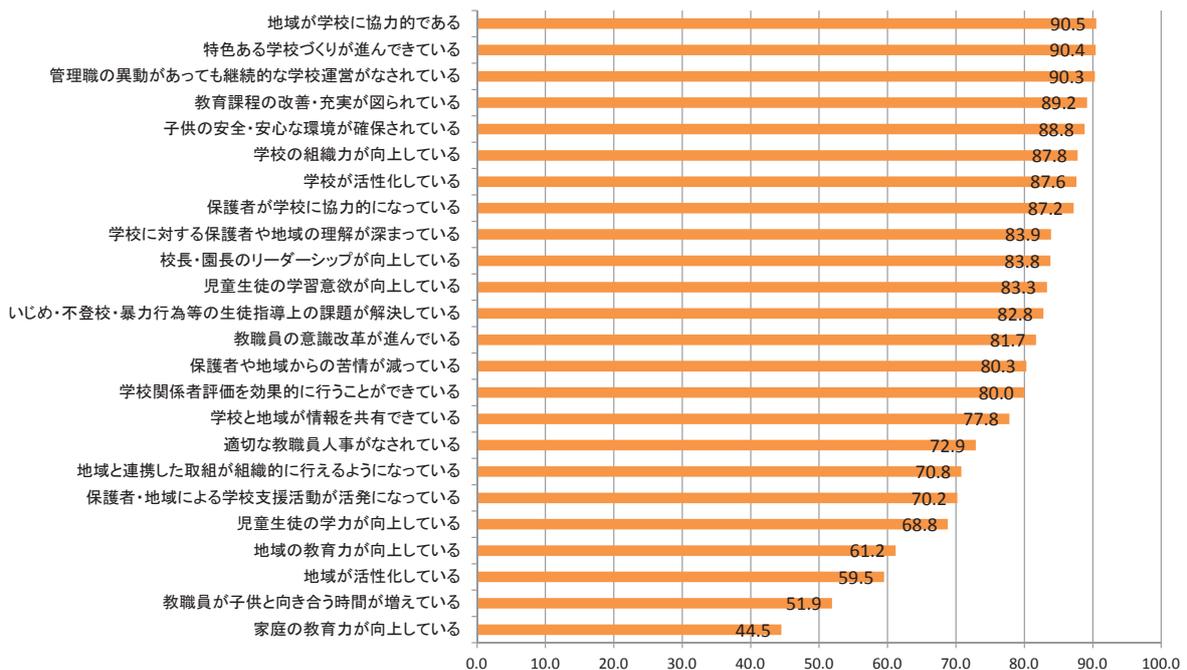
※グラフ中の数値は回答数。
5未満は数値を記載していない。



出典「コミュニティ・スクールの実態と教育委員会の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

コミュニティ・スクール未指定校の現状認識（校長意識調査）

※数値は回答の割合。
(とても当てはまる、少し当てはまるの合計)



出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

学校運営協議会の制度上の機能の意義と成果について

機能① 校長が作成する学校運営の基本方針の承認

【意義】

- 学校と家庭・地域の三者において育てたい子供像や目指す学校像を共有し、三者が協働して教育の充実に取り組むための**目的意識や当事者意識の向上**につながる
- **地域の人々や保護者等の意向を反映**するという観点から重要な意義を持つ

※「コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの一層の推進に向けて」（平成27年3月 コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議）より

【成果】

- ◎ 計画の段階から**地域の人々や保護者等の参画を得た学校運営**ができる
- ◎ 地域が学校に対して**肯定的に見る**ようになる
- ◎ 校長の異動があっても**継続的な学校運営**が図られる
- ◎ **説明責任**の意識が定着した

機能② 学校運営に関する意見の申出

【意義】

- 学校の教育活動に対し様々な角度や多様な見方からの意見をもらうことで、**教育活動や地域連携に関する点検や見直し**を図ることができる
- 教職員や保護者・地域の人々の**コミュニティ・スクールに対する意識づくり**につながる

【成果】

- ◎ 教職員の学校運営への**改善意識**が高まる
- ◎ 改善に向けて**地域の人々等が学校を支援する取組**につながっている
- ◎ 風通しのよい学校運営、**学校・家庭・地域の信頼関係**の構築につながっている

機能③ 教職員の任用に関する意見の申出

【意義】

- 学校運営の基本方針を踏まえて、実現しようとする**教育目標・内容等**にかなった**教職員の配置**を得ることが必要であるとの趣旨から、教職員の任用についても**地域の人々や保護者等の意向が任命権者に直接的に反映**されるようにする
- **地域に開かれ信頼される学校**の実現の観点から意義がある

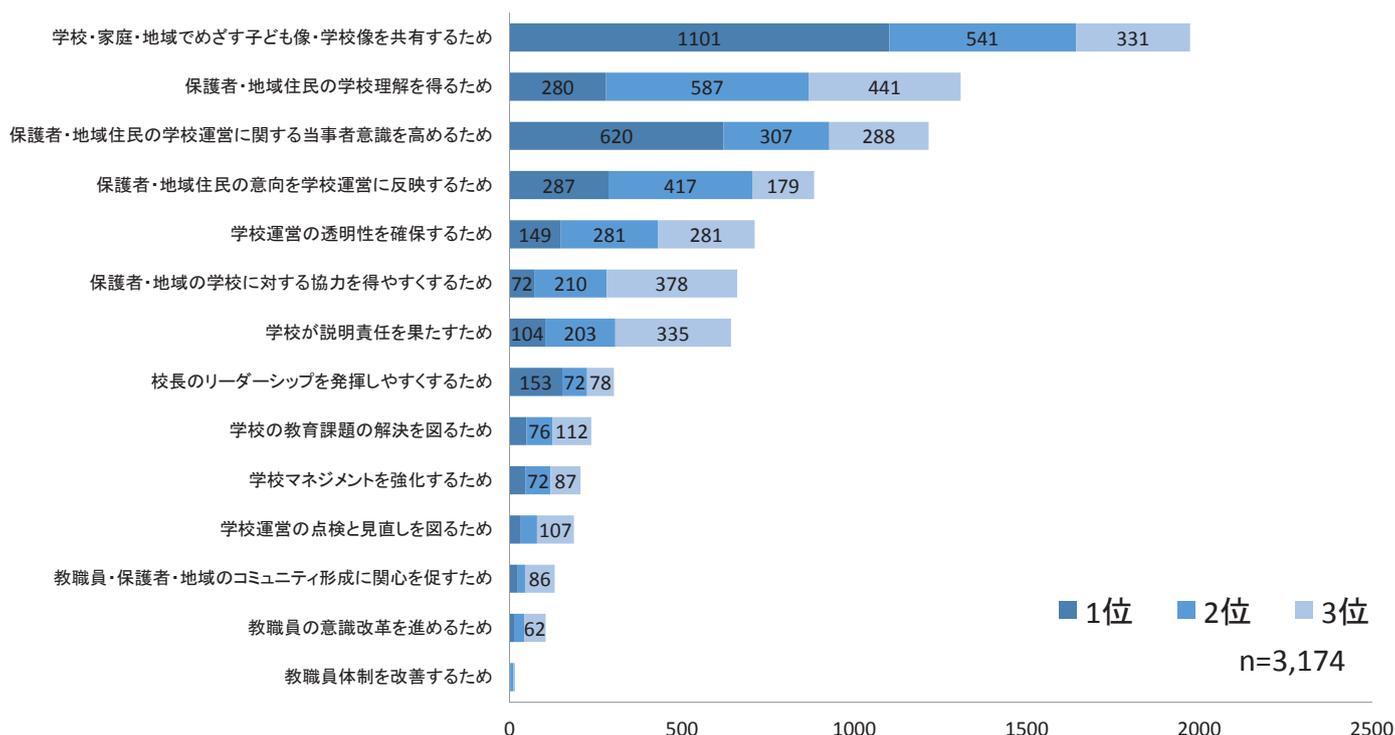
【成果】

- ◎ 地域の課題解決や教育の充実のために校内体制の整備充実を図る観点での意見が述べられており、**学校にとって応援となる存在**になっている（例：地域との連携による学校づくりにマネジメント力を発揮する校長の留任、社会教育主事有資格者の教員の配置、ミドルリーダーの強化）
- ◎ 学校運営協議会の思いが教育委員会に伝わり、**教育委員会との協働**が進みやすい

学校運営協議会の権限の意義についての認識（校長意識調査）

○ 基本方針の承認の意義

※グラフ中の数値は回答数。
50未満は数値を記載していない。

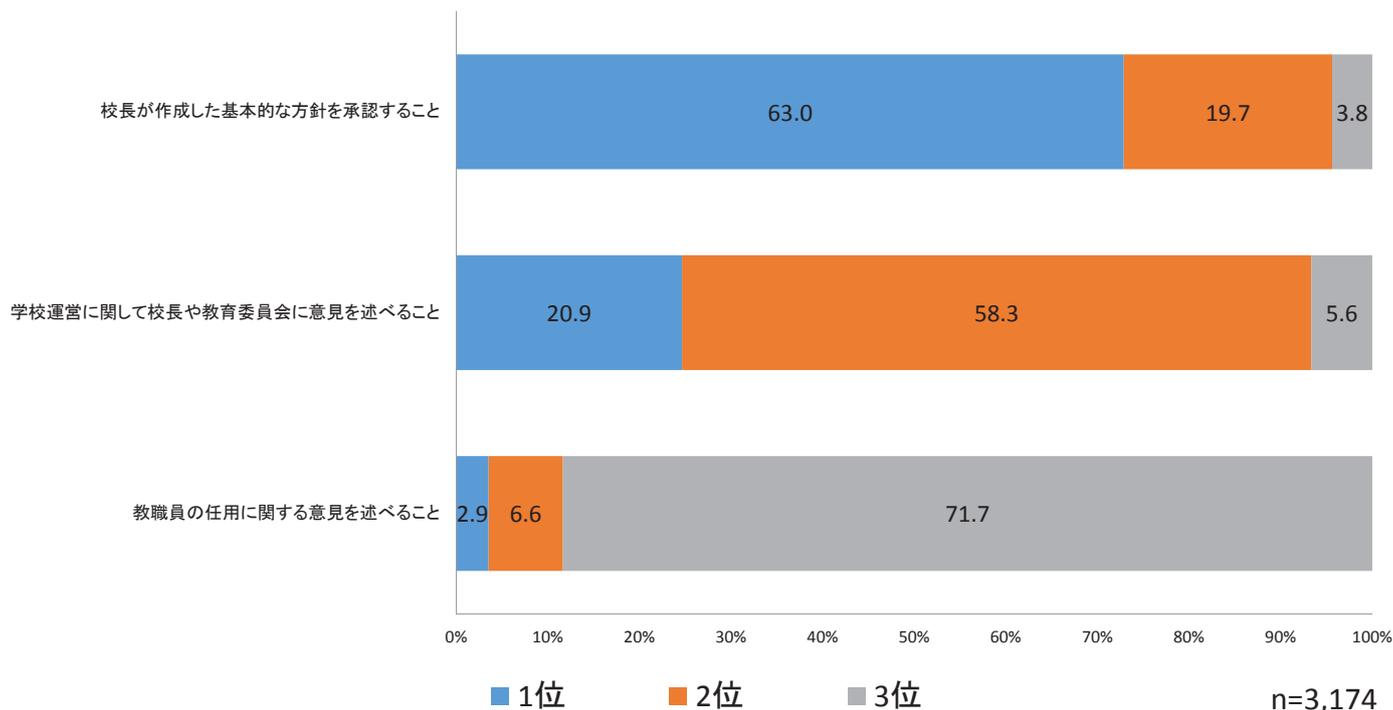


出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」（平成27年度文部科学省委託調査）

学校運営協議会の権限についての認識（校長意識調査）

※ グラフ中の数値は回答割合。

○ 学校運営協議会に与えられている権限のうち、特に大切だと考えるもの

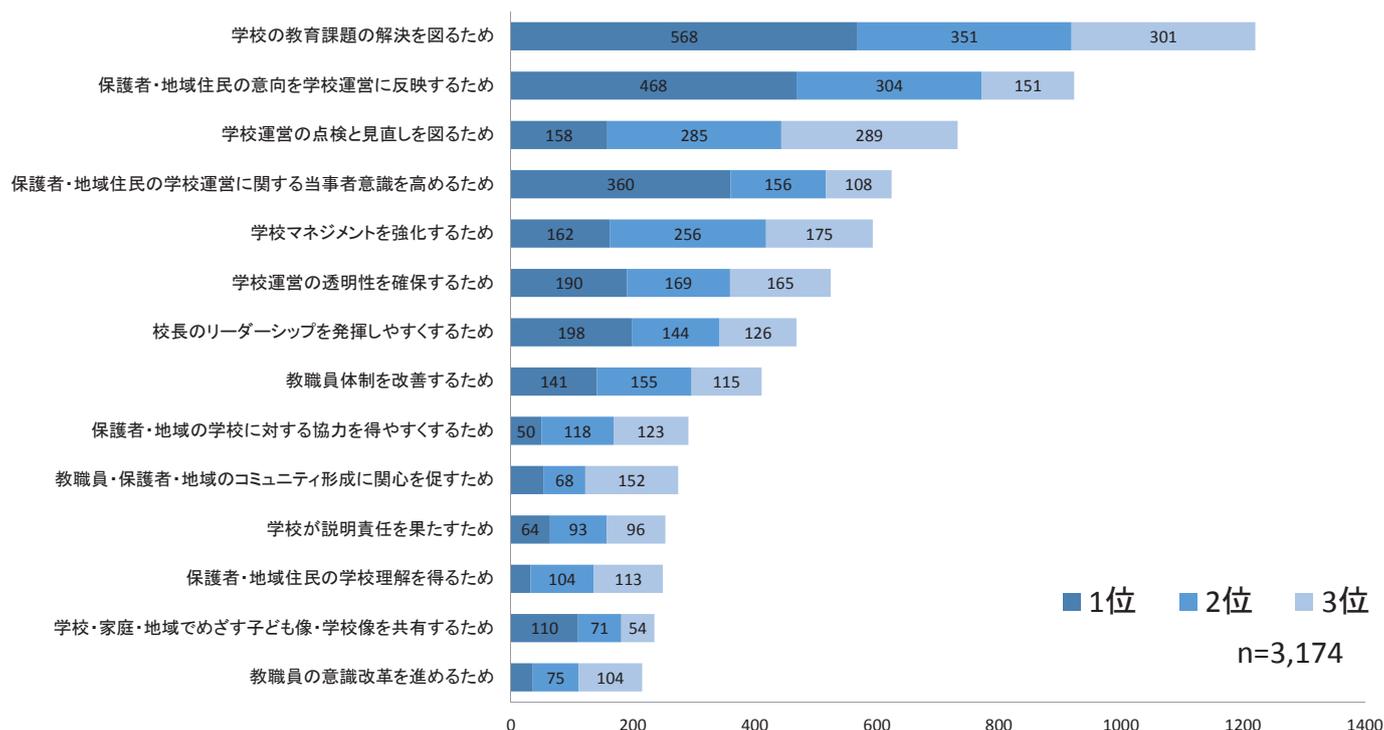


出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

学校運営協議会の権限の意義についての認識（校長意識調査）

○ 学校運営に関する教育委員会に対する意見の意義

※グラフ中の数値は回答数。
50未満は数値を記載していない。

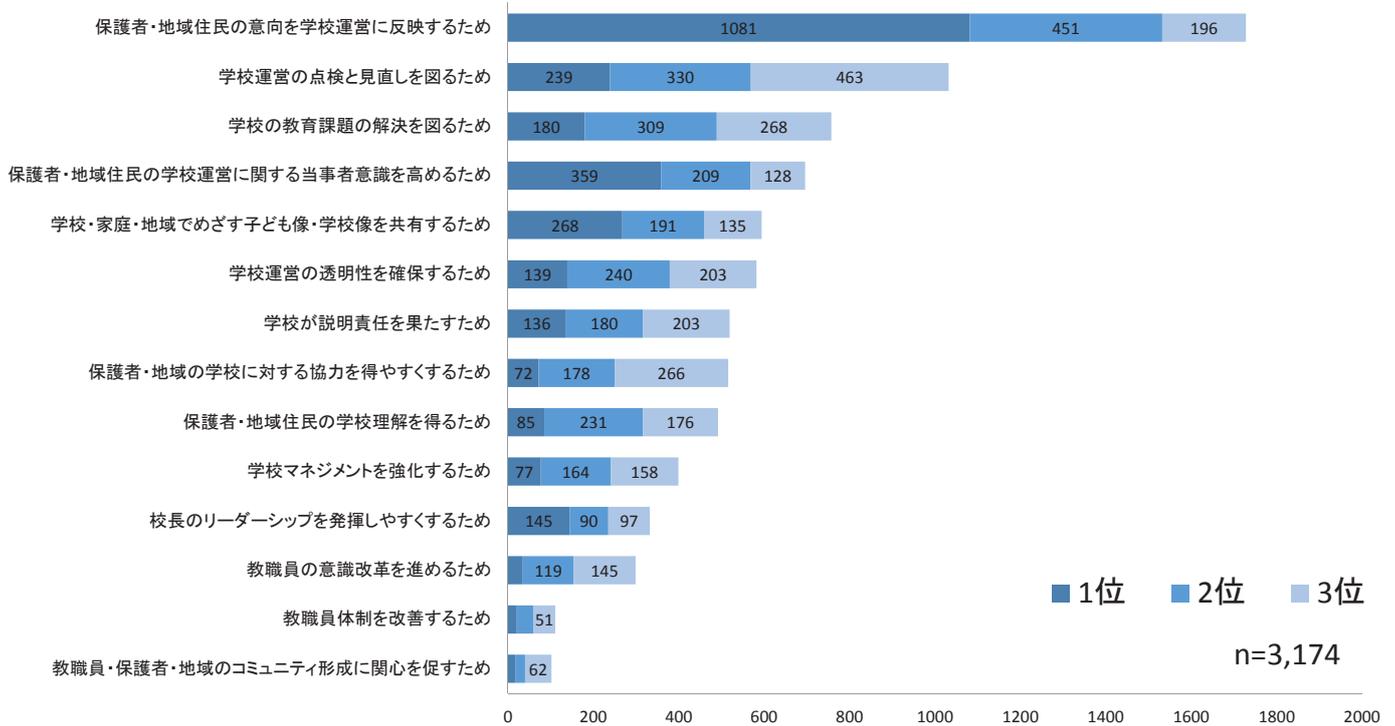


出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

学校運営協議会の権限の意義についての認識（校長意識調査）

○ 学校運営に関する校長に対する意見の意義

※グラフ中の数値は回答数。
50未満は数値を記載していない。

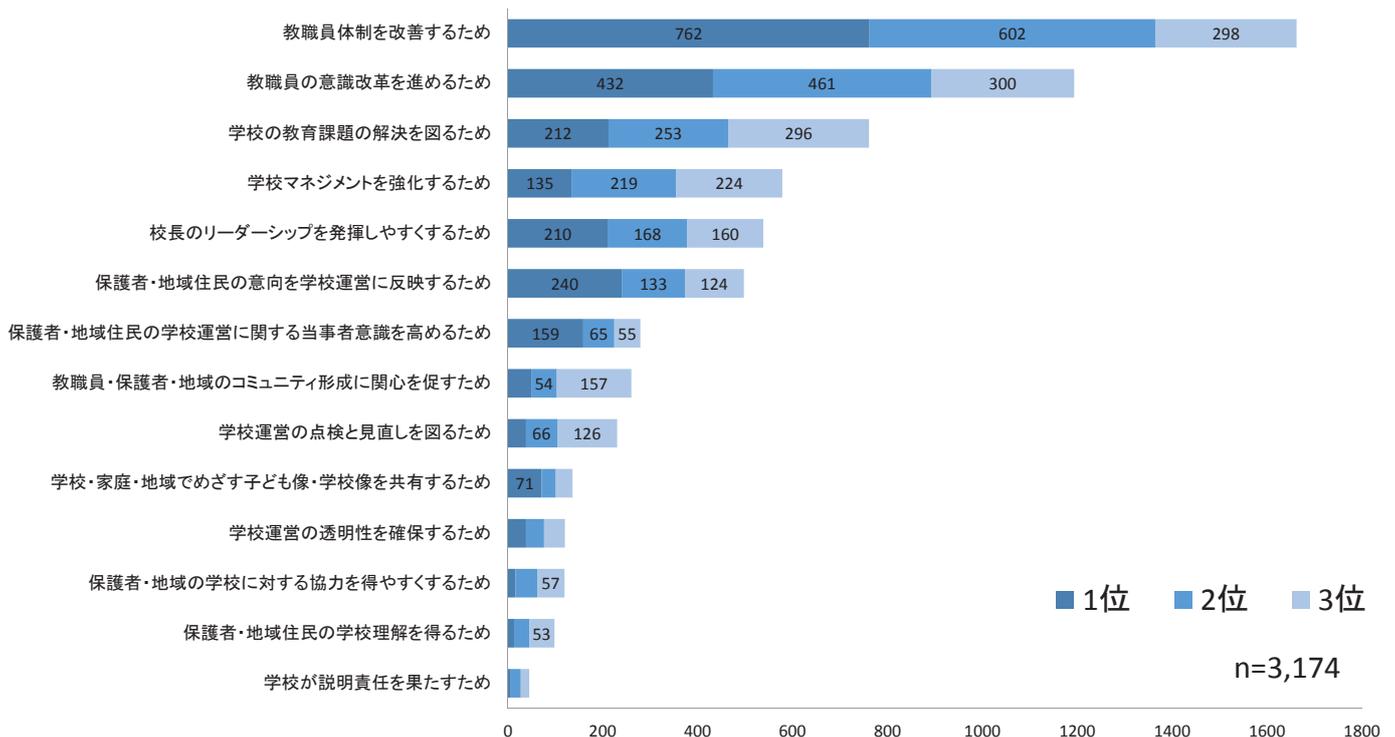


出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

学校運営協議会の権限の意義についての認識（校長意識調査）

○ 教職員の任用に関する意見の意義

※グラフ中の数値は回答数。
50未満は数値を記載していない。

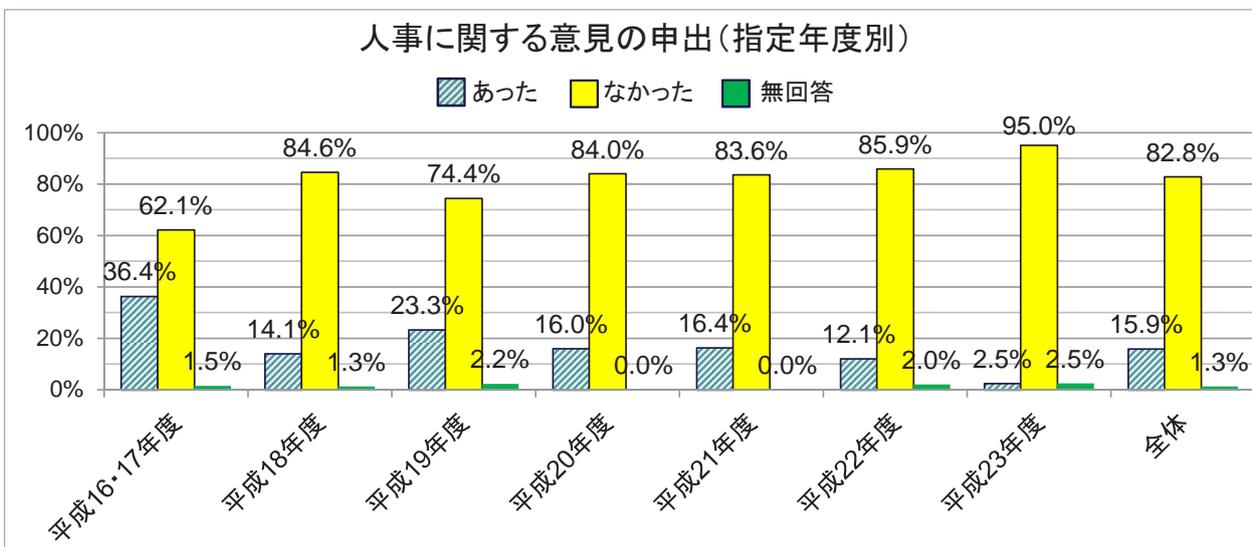


出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

文部科学省委託調査研究結果

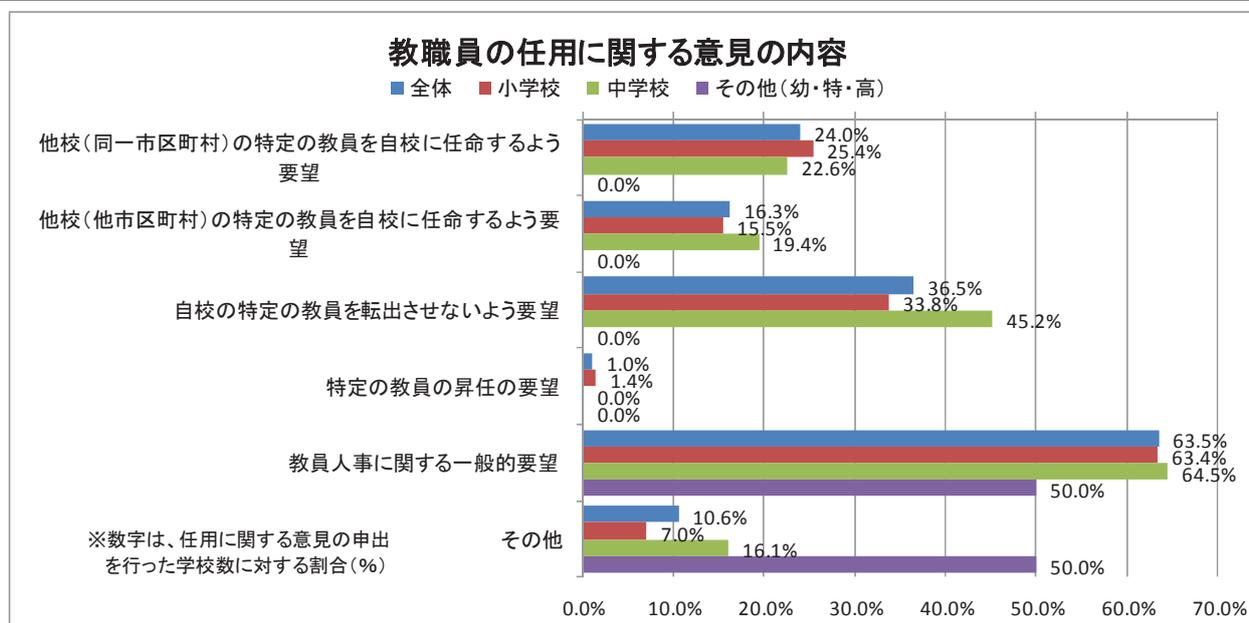
教職員の任用に関する意見の実態

教職員の任用に関する意見があったコミュニティ・スクールは全体の約16%



「コミュニティ・スクールの推進に関する教育委員会及び学校における取組の成果検証に係る調査研究報告書」
(平成26年3月、日本大学文理学部)より

教職員の任用に関する意見は、教員人事に関する一般的要望が6割を超える。



- 例1) 地域との連携による学校づくりにマネジメント力を発揮する校長の留任を要望し、実現。
- 例2) ミドルリーダーを強化したいという意見を提出し、がおおむね実現。
- 例3) 社会教育主事資格を有する教員の配置を要望し、実現。

「コミュニティ・スクールの推進に関する教育委員会及び学校における取組の成果検証に係る調査研究報告書」
(平成26年3月、日本大学文理学部)より

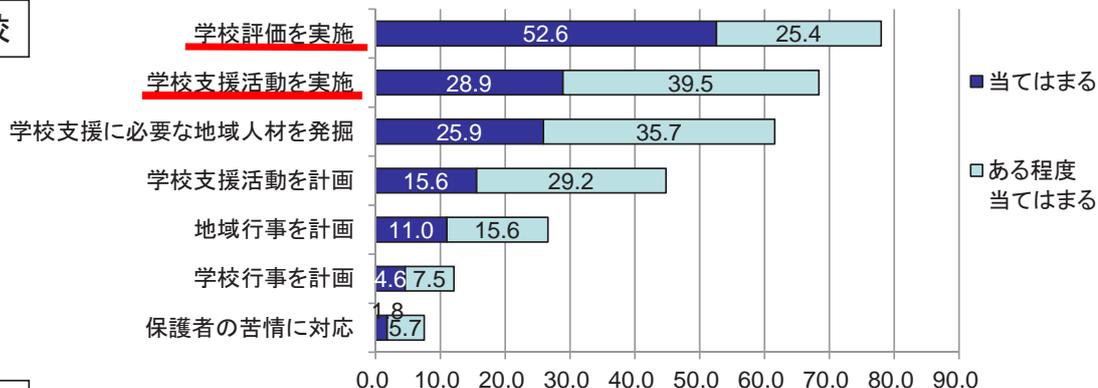
文部科学省委託調査研究結果

学校運営協議会法定外(権限外)活動

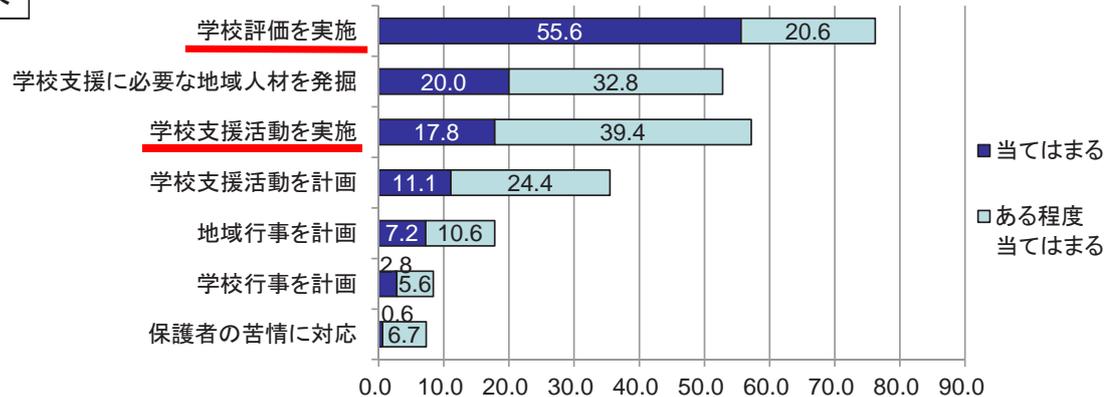
【23年度調査】

○学校支援活動を実施している割合が約7割、学校評価を実施している割合が約8割

小学校



中学校



学校運営協議会法定外(権限外)活動と成果認識の関係性

【23年度調査】

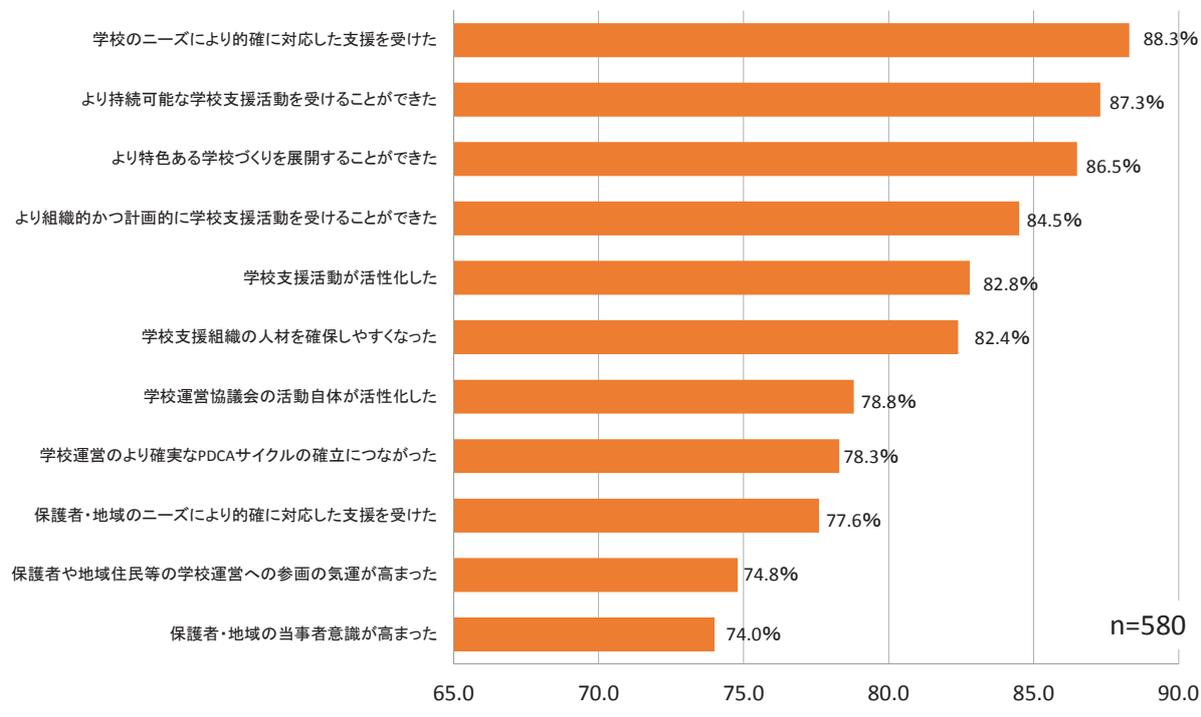
○学校支援活動と成果認識は有意な関係がある

成果認識項目	権限外活動					
	学校支援活動を実施	保護者の苦情に対応	学校評価を実施	地域行事を計画	学校行事を計画	
学校運営の改善	学校関係者評価が効果的に実施	◎		◎	○	
	学校が活性化	◎			◎	
児童生徒の変容	児童生徒の学習意欲向上	◎	△	◎	△	
	生徒指導の課題解決	◎	△	◎		
教職員の変容	教職員の意識改革	◎	△		△	
	教職員の子どもと向き合う時間の増加	◎	△			
保護者・地域連携の変容	学校に対する保護者や地域の理解の深まり	◎				
	保護者や地域からの苦情が減少	◎	△		○	
学校外の変容	地域教育力が向上	◎	△	△	◎	
	家庭の教育力が向上	◎	△		○	

注:◎=強い有意な関係あり(p<0.01)、○=有意な関係あり(p<0.05)、△=ある程度関係有り(数値差約10ポイント以上)

学校運営協議会が学校支援に関わることによる成果（校長意識調査）

※ とても当てはまる、少し当てはまるの合計。



出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

学校評議員制度への考え方

【出典】平成25年度文部科学省委託調査研究

<調査対象> 計1,201校

- ・コミュニティ・スクール（CS）実践研究の指定を受けた学校のうちCS指定校(校長) 434校(人) ※1
- ・上記のうちCS未指定校(校長) 135校(人)
- ・※1に該当しないコミュニティ・スクール(平成22年度～25年度)(校長) 632校(人)

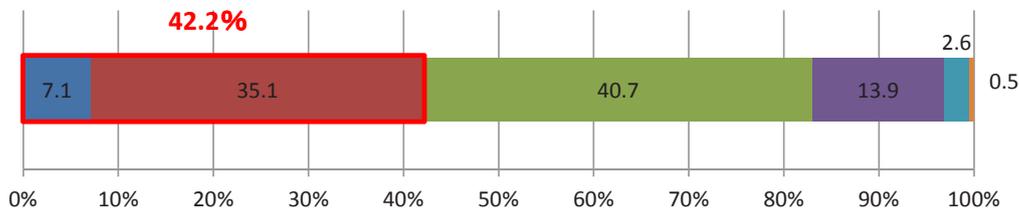
<調査実施時期> 平成25年10月～11月

<調査方法> 郵送法(校長宛の郵送による発送と回収)

<回収数> 760票 (回収率 63.3%)

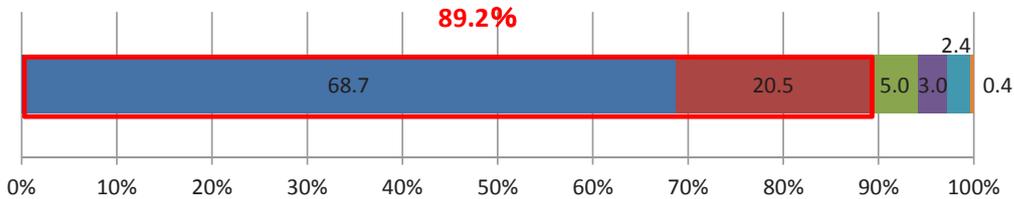
○学校評議員では保護者・地域の意見を十分に反映できない

■ そう思う ■ ある程度そう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない ■ わからない ■ 無回答



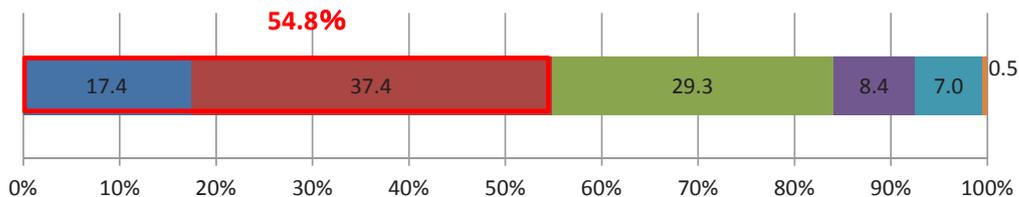
○学校評議員と学校運営協議会を併置する必要はない

■ そう思う ■ ある程度そう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない ■ わからない ■ 無回答



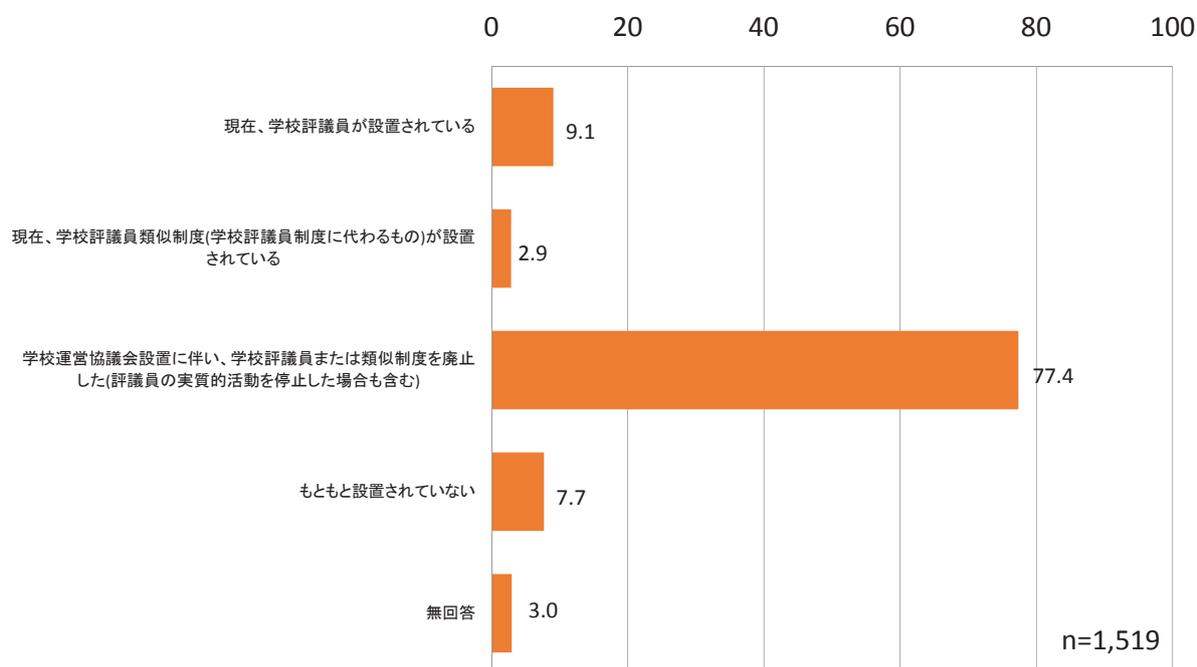
○学校評議員制度は形骸化している

■ そう思う ■ ある程度そう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない ■ わからない ■ 無回答



コミュニティ・スクールにおける学校評議員・類似制度の設置状況（校長意識調査）

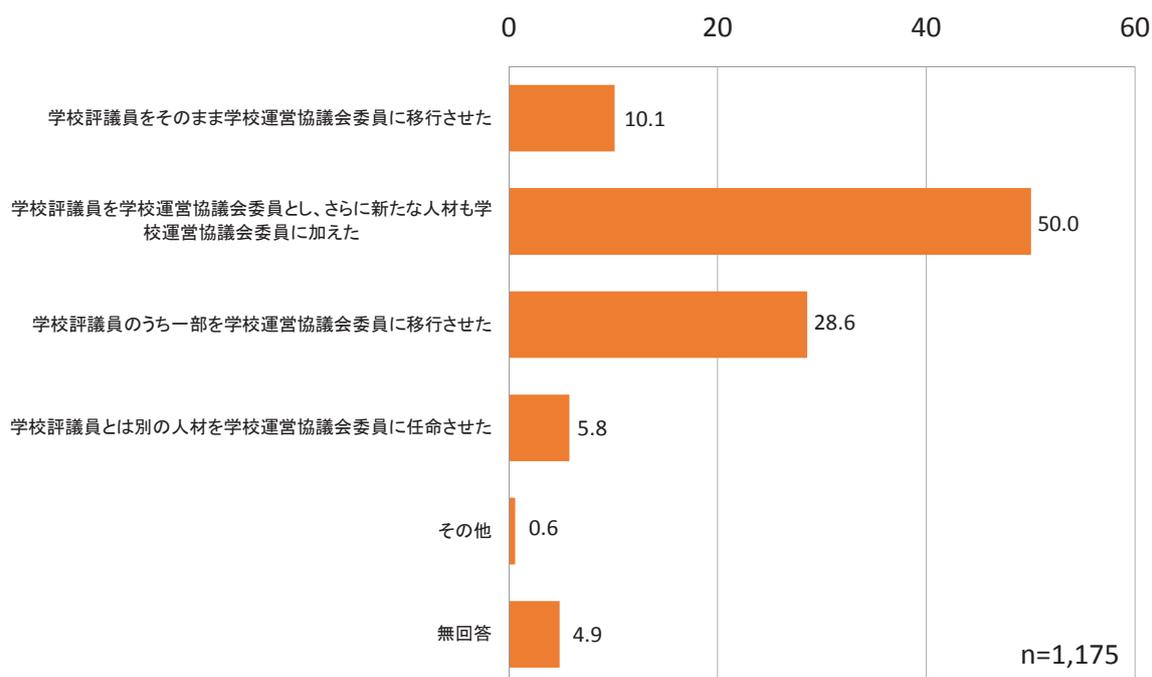
※ 数値は回答の割合。



出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

学校評議員・類似制度から学校運営協議会への移行に際する委員の任命状況（校長意識調査）

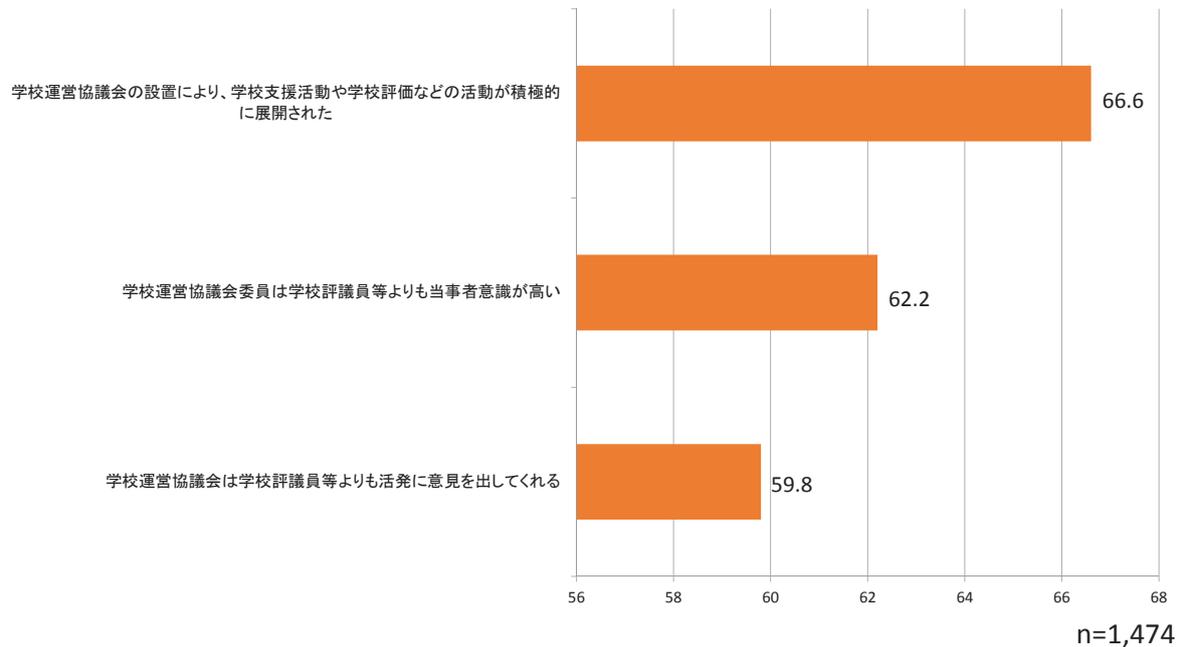
※ 数値は回答の割合。



出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

学校評議員・類似制度から学校運営協議会への移行による 成果・効果等の状況（校長意識調査）

※ 数値は回答の割合。
とても当てはまる、少し当てはまるの合計。



出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

公立小・中学校における 地域住民による学校運営・学校教育活動への参画等の状況

コミュニティ・スクール※¹の増加だけでなく、地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる取組を行っている学校が増えています。なお、このような場は全国の公立小・中学校の5,135校（17.1%）（平成27年4月1日現在）へと広がり、この3年間で約2,000校増えています。

学校運営に参画する会議体を置く公立小・中学校

①コミュニティ・スクール **2,271校※²（7.6%※³）**

②校長の作成する学校運営の基本方針を承認し、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体がある

2,708校（9.0%）

③校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体がある

4,309校（14.4%）

④学校運営協議会（コミュニティ・スクール）をはじめ、学校ごと又は中学校区単位ごとに地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる会議体がある（その会議体は、教育委員会の規則や教育委員会が定める規定等に基づき学校が作成する要綱等により設置）

（例）一貫・連携推進協議会、学校支援地域教育協議会 等

5,135校（17.1%）

※¹ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会がある学校

※² コミュニティ・スクールに指定されている2,389校のうちの公立小・中学校数

※³ 母数は、平成26年5月1日現在の公立小・中学校数



「学校運営に参画する会議体を置く公立小・中学校」において学校運営協議会へ移行しない理由

	②校長の作成する学校運営の基本方針を承認し、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体がある	③校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体がある	④学校運営協議会をはじめ、学校ごと又は中学校区単位ごとにより地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる会議体がある	
自治体数	19	92	59	170
①管理職や教職員の勤務負担が増える。	0 (0.0%)	5 (5.4%)	4 (6.8%)	9 (5.3%)
②学校運営協議会の成果が不明確である。	3 (15.8%)	5 (5.4%)	0 (0.0%)	8 (4.7%)
③類似制度との違いが理解できない。	2 (10.5%)	6 (6.5%)	1 (1.7%)	9 (5.3%)
④従来の地域連携実践で十分だろう。	1 (5.3%)	24 (26.1%)	18 (30.5%)	43 (25.3%)
⑤保護者・地域の意見が反映されているのでコミュニティ・スクールは特に必要ない。	7 (36.8%)	23 (25.0%)	23 (39.0%)	53 (31.2%)
⑥任用の意見申出で人事が混乱しないか。	4 (21.1%)	16 (17.4%)	7 (11.9%)	27 (15.9%)
⑦承認の手續により学校の自律性が損なわれる。	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
⑧学校運営協議会への移行を検討中。	2 (10.5%)	14 (15.2%)	7 (11.9%)	23 (13.5%)

(複数理由を挙げている自治体、理由を挙げない自治体を含む。)

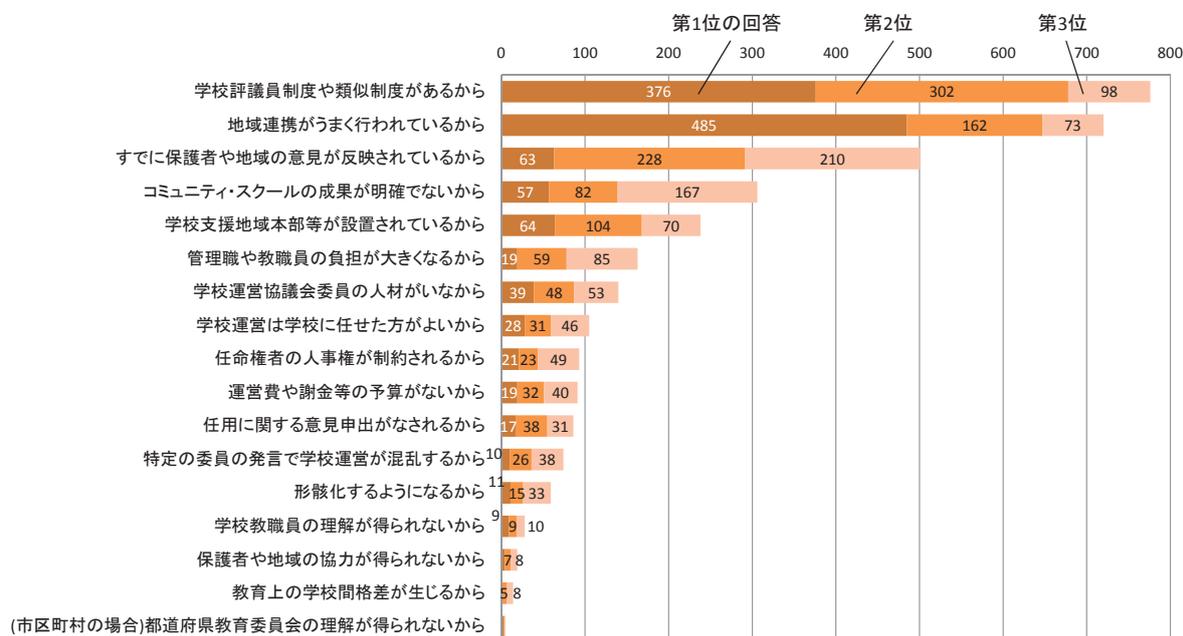
地教法第四十七条の五の規定によらず自治体が取り組む学校と地域の連携組織(参考)

国	規則や要項の制定	会議体の名称	委員の任命等	主な役割		
				①校長の運営方針の承認(必須)	②学校運営に関する意見(任意)	③教職員の任用に関する意見(任意)
	市町村教委が規則で制定	学校運営協議会	市町村教委が任命	①	②	③
長野県	-	学校運営委員会	-	-	○	-
福井県	県が事業として実施要項で定めており、全ての市町村で開設	地域・学校協議会	学校長が推薦し、設置者が委嘱	-	○	-
長崎県	-	学校支援会議	-	-	○	-
熊本県	各学校が実態により要綱等を作成	学校地域づくり協議会	各校で依頼	-	○	-
青森県八戸市	市教委が規則で制定・認定	地域学校連携協議会	学校長が推薦し、設置者が委嘱	-	○	-
栃木県宇都宮市	学校管理規則に明記するとともに、事業として実施要綱で定める	魅力ある学校づくり地域協議会	-	-	○	-
愛知県豊川市	市教委が規則を制定	学校運営協議会	校長が推薦し、市教委が委嘱	○	○	-
三重県四日市市	市教委が運営要綱を制定	運営協議会	学校長が推薦し、市教委が委嘱・任命	○	○	-

自治体名	規則や要項の制定	会議体の名称	委員の任命等	学校運営協議会の主な役割の有無	権限や役割等	
				①	②	③
長野県	-	学校運営委員会	-	-	○	-
福井県	県が事業として実施要項で定めており、全ての市町村で開設	地域・学校協議会	学校長が推薦し、設置者が委嘱	-	○	-
長崎県	-	学校支援会議	-	-	○	-
熊本県	各学校が実態により要綱等を作成	学校地域づくり協議会	各校で依頼	-	○	-
青森県八戸市	市教委が規則で制定・認定	地域学校連携協議会	学校長が推薦し、設置者が委嘱	-	○	-
栃木県宇都宮市	学校管理規則に明記するとともに、事業として実施要綱で定める	魅力ある学校づくり地域協議会	-	-	○	-
愛知県豊川市	市教委が規則を制定	学校運営協議会	校長が推薦し、市教委が委嘱	○	○	-
三重県四日市市	市教委が運営要綱を制定	運営協議会	学校長が推薦し、市教委が委嘱・任命	○	○	-

コミュニティ・スクール指定を行わない理由（教育委員会調査）

※グラフ中の数値は回答数。
5未満は数値を記載していない。



出典「コミュニティ・スクールの実態と教育委員会の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

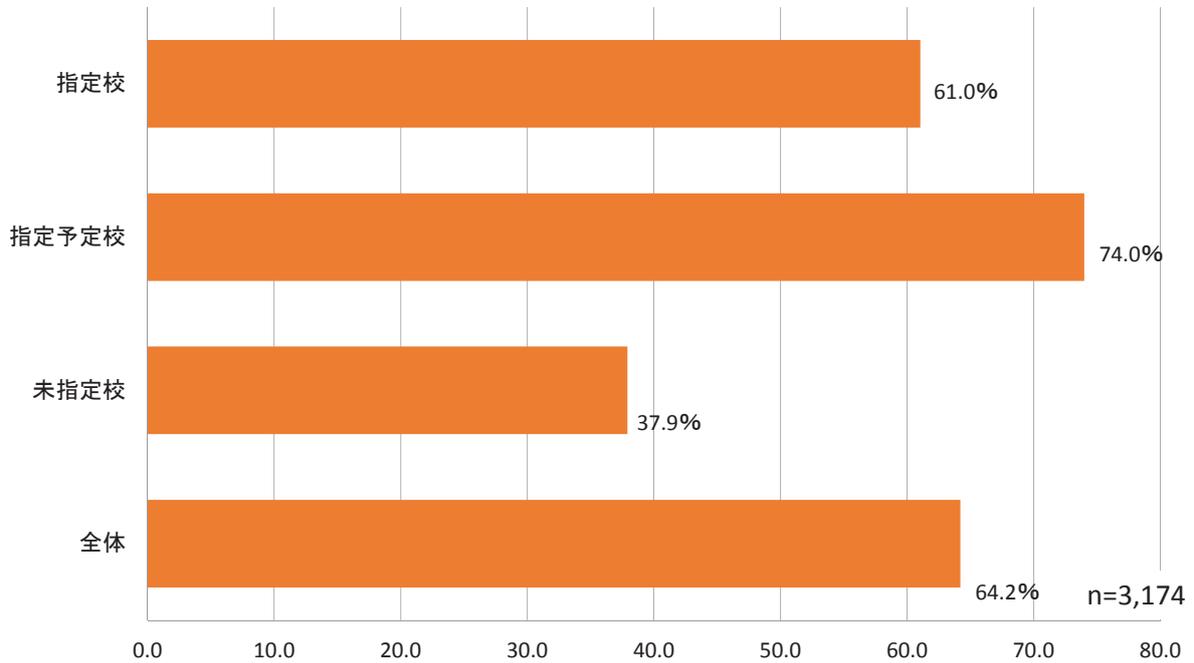
コミュニティ・スクール指定を行わない理由 ～自治体規模別の傾向～（教育委員会調査）

	町村 (N=642)	その他の市 (N=543)	中核市 (N=34)	政令市・特 別区(N=27)
学校評議員制度や類似制度があるから	57.3	66.3	79.4	77.8
地域連携がうまく行われているから	60.1	56.9	38.2	44.4
すでに保護者や地域の意見が反映されているから	42.8	37.2	38.2	40.7
コミュニティ・スクールの成果が明確でないから	26.2	23.0	23.5	18.5
学校支援地域本部等が設置されているから	17.1	20.6	20.6	33.3
管理職や教職員の負担が大きくなるから	14.0	11.6	14.7	18.5
学校運営協議会委員の人材がいなから	14.6	7.6	11.8	3.7
学校運営は学校に任せた方がよいから	11.2	5.5	5.9	3.7
任命権者の人事権が制約されるから	5.8	9.0	8.8	14.8
運営費や謝金等の予算がないから	5.6	9.6	5.9	3.7
任用に関する意見申出がなされるから	4.0	9.8	5.9	18.5
特定の委員の発言で学校運営が混乱するから	4.8	7.4	2.9	7.4
形骸化するようになるから	7.2	2.2	2.9	0.0
学校教職員の理解が得られないから	3.0	1.7	0.0	0.0
保護者や地域の協力が得られないから	1.6	1.7	0.0	0.0
教育上の学校間格差が生じるから	0.5	2.0	0.0	0.0
都道府県教育委員会の理解が得られないから	0.5	0.4	0.0	0.0

5ポイント以上差があった項目については、最高値を赤、最低値を青で網掛けした

複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにすることを希望する割合（校長意識調査）

※「複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにする」、「校長一人配置の小中一貫教育公などの場合、複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにする」ことを希望する校長の割合の合計



出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにすることを希望する割合 ～自治体規模別の傾向～（校長意識調査）

自治体規模	学校単位ではなく複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにすることが望ましい		校長一人配置の小中一貫教育校などの場合に限って、現行通りに、単位学校に設置することが望ましい	
	度数	割合	度数	割合
都道府県立	5	45.50%	3	27.30%
			3	27.30%
区	30	21.00%	52	36.40%
			61	42.70%
市	864	35.40%	794	32.50%
			784	32.10%
町	133	35.30%	120	31.80%
			124	32.90%
村	23	46.90%	14	28.60%
			12	24.50%
合計	1055	34.90%	983	32.50%
			984	32.60%

n=3,174

出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにすることを希望する割合 ～学校規模別の傾向～（校長意識調査）

学級規模	学校単位ではなく複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにすることが望ましい		校長一人配置の小中一貫教育校などの場合に限って、複数まとめた学校運営協議会を設置できるようにするのが望ましい		現行通りに、単位学校に設置することが望ましい
	度数	割合	度数	割合	
1～5学級	度数	195	159	139	
	割合	37.50%	30.60%	26.70%	
6～12学級	度数	508	438	466	
	割合	34.50%	29.70%	31.60%	
13～18学級	度数	220	231	218	
	割合	31.20%	32.70%	30.90%	
19～24学級	度数	98	110	109	
	割合	29.00%	32.50%	32.20%	
25学級以上	度数	33	38	52	
	割合	25.80%	29.70%	40.60%	
合計	度数	1054	976	984	
	割合	33.30%	30.80%	31.10%	

n=3,174

出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

幼稚園・高等学校・特別支援学校のコミュニティ・スクール指定校について

校種	幼稚園		高等学校		特別支援学校	
指定校数	95		13		10	
H27.4.1	町・村立	市立	町・市立	都道府県立	町・市立	都道府県立
現在	5	90	5	8	10	0

【幼稚園】

幼稚園名	京都市立中京もえぎ幼稚園	岡山市立福田幼稚園
CSの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の資源や人材を活用 ・3つのプロジェクト（親子の育ち・教育研究・伝統文化）による地域との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼小中全体で共通の取組を実施 ・地域の人々と園児との交流する場の充実
指定日	平成18年2月25日	平成19年7月31日
園児数	157名	100名
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長 ・学識経験者（大学准教授） ・保護者代表（PTA） ・地域代表 ・幼稚園職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・園長 ・主任 ・教諭 ・地域住民（町内会長、民政委員） ・愛育委員 ・主任児童員 ・PTA会長、副会長 ・前PTA会長 ・元小学校長
協議会回数	年3回	年3回

幼稚園名	（福島県）おおたま学園	出雲市立大津幼稚園
CSの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・幼小中一貫教育を進める統合運営型CS ・学校支援地域本部との関連を重視した教育活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校関係者評価の実施 ・地域の人々との交流を通じた豊かな心の育成
指定日	平成23年4月1日	平成25年5月28日
園児数	2幼稚園で約200名	81名
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> ・園長 ・副園長 ・保護者 ・地域住民 ・小学校長 ・中学校長 ・学識経験者（元教授） ・各校園推薦者（現 or 元PTA役員） ・各種団体関係者（商工会青年部長、老人クラブ代表、スポ少代表、ボランティア団体代表等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・OB代表 ・青少年育成協議会会長 ・コミュニティセンター長 ・地区主任児童委員 ・小学校校長 ・小学校主幹教諭 ・愛育会副会長 ・教頭
協議会回数	年9回	年3回

【高等学校】

学校名	高知県立大方高等学校	三重県立紀南高等学校	富士市立高等学校
C S の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に根ざした学校づくり（町から高校がなくなる危機という課題解決に向けた取組） ・高校生のアイデアを元にした地元の商品開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に根ざした学校づくり（生徒流出という課題解決に向けた取組） ・生徒の学びを地域で支援 ・体系的なキャリア教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した教育活動（キャリア教育と探求学習） ・学校運営協議会を核とした地域、企業、大学等との連携強化
指定日	平成 18 年 4 月 1 日	平成 19 年 6 月 1 日	平成 25 年 6 月 1 日
生徒数	116 名	331 名	708 名
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> ・校長 ・中学校長 ・PTA 会長 ・大学教授 ・黒潮町教育次長 ・地域住民（企業・会社代表・商店） ・ボランティアガイド 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校長 ・町教育長 ・中学校長 ・地域住民 ・保護者 ・教職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校長 ・大学教授 ・准教授 ・会社役員 ・卒業生 ・同窓会会長 ・PTA 会長 ・地区防災担当 ・保育園園長 ・中学校長 ・事務長 ・副校長 ・教務課長
協議会回数	年 4 回	年 6 回	年 3 回

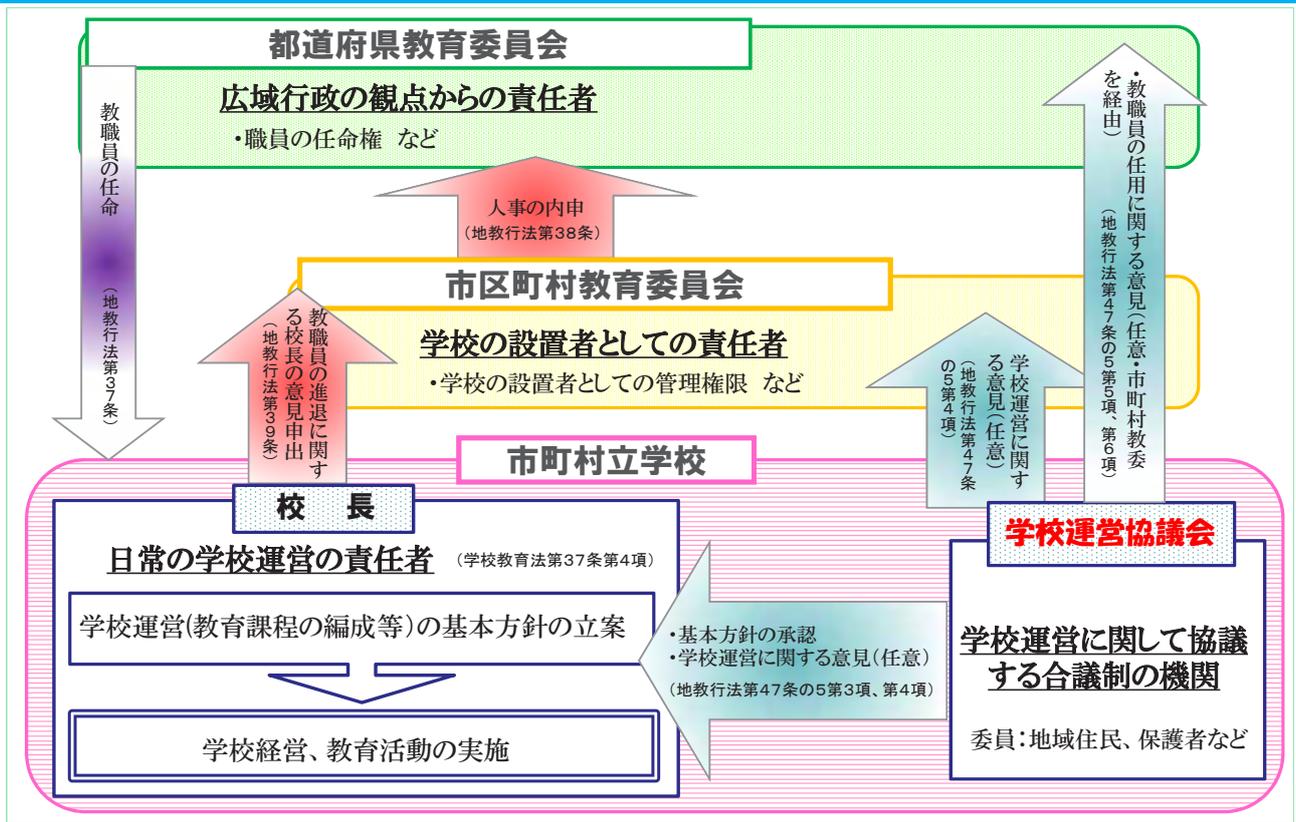
学校名	千葉県立長狭高等学校	横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校
C S の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・企業、大学との連携による専門教育への取組（医療・福祉、英会話） ・学校運営協議会を中心とした地域連携の取組（生徒による小学校での学習支援ボランティア、化学実験教室） 	<ul style="list-style-type: none"> ・SSH、SGHとして、使命達成に向けた外部との連携（研究所・大学・企業等） ・持続可能な体制づくりに向けて、学校運営への提言、助言、教育委員会への意見の申出
指定日	平成 24 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
生徒数	486 名	709 名
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> ・学校長 ・市教育長 ・小・中学校長 ・市教育委員会（生涯学習課） ・大学教員（城西国際大、亀田医療大） ・PTA 役員 ・保護者代表 ・市役所総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校長 ・常任スーパーアドバイザー（大学名誉教授） ・科学技術顧問（大学学長） ・学識経験者（大学教授） ・工業会会長 ・企業オーナー ・理化学研究所事務所長 ・保護者代表
協議会回数	年 4 回	年 4 回

【特別支援学校】

学校名	京都市立西総合支援学校	岐阜市立岐阜特別支援学校
CSの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・通学区の要素だけでなく、障害のある子どもの教育の推進というテーマ・コミュニティの要素も共有 ・地域との双方向の連携、協働による、障害のある児童生徒にとって身近な生活の場単位での学びと育みの場づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者、地域とともに進める特別支援教育（岐阜市内） ・部会を中心とした取組（地域連携部会、学校支援部会） ・防災教育の充実 ・交流、共同学習の充実
指定日	平成 17 年 5 月 20 日	平成 25 年 4 月 1 日
児童生徒数	210 名	260 名
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者（PTA） ・地域代表（自治連、女性会、民政児童員） ・学識経験者（大学教授） ・施設代表 ・社会福祉協議会代表 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校長 ・自治会長 ・市福祉課長 ・福祉施設長 ・大学教授 ・PTA会長 ・教頭 ・部主事
協議会の回数	3 回	3 回＋学校関係者評価＋随時

学校名	横浜市立若葉台特別支援学校	見附市立見附特別支援学校
CSの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・地域とともに歩む特別支援学校（小・中学校の跡地に移転して拡大） ・地域、保護者、学校の連携のための有効な組織作りと支援活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子供たちの地域生活を支えるネットワーク会議の開催（高等部をもつ特別支援学校としての企業・施設・団体等との関係づくり） ・学校支援地域本部からの発展 ・学校関係者評価の実施
指定日	平成 26 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日
児童生徒数	144 名	59 名
委員構成	<p>（若葉台の住民が中心）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校長 ・自治会長 ・元中学校長 ・大学教授 ・PTA役員 ・民生委員 ・社会福祉協議会 ・まちづくりセンター 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域代表（見附市内） ・学校関係者代表（教育コーディネーター） ・福祉・企業代表（福祉施設、企業等） ・関係機関代表（手をつなぐ育成会等） ・学習活動施設代表（総合体育館、図書館等） ・保護者代表 ・校長・教頭・教務（事務局）
協議会の回数	年 4 回	年 3 回

学校運営協議会と教育委員会・校長との関係について(市町村立学校の場合)

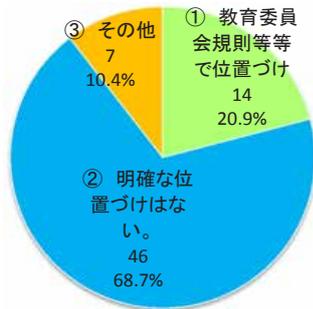


コミュニティ・スクールの導入に向けた「熟議」の実施と組織体制づくり(例)

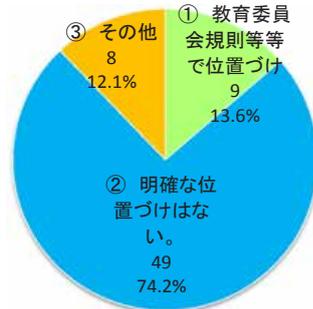


地域との連携を担う教職員の教育委員会規則等での位置付け

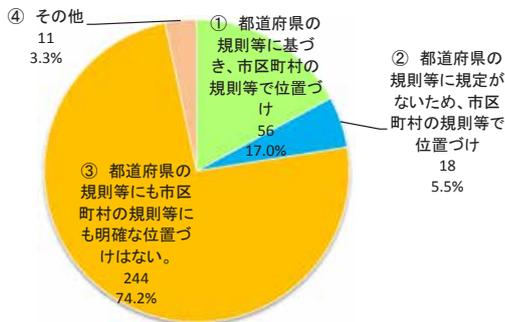
【都道府県市(小学校・中学校)(N=67)】



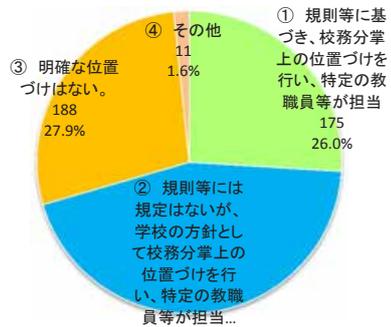
【都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=66)】



【調査対象市区町村(N=329)】



【調査対象学校(N=674)】



文部科学省調べ(H27. 5)

地域との連携担当として教員を位置づけている事例

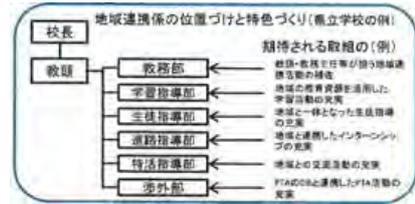
栃木県教育委員会

■ 地域の特性を生かした教育活動を生涯学習の視点から効果的・効率的に展開するため、平成26年度より、社会教育主事有資格者をはじめ、地域連携の中心となる教員を明確化。校長が指名し、校務分掌に位置づけ。

<地域連携担当教員の役割>

- 地域と連携した取組の総合調整に関すること【総合調整】
⇒ 地域連携に関する計画表の作成、研修の実施等
- 地域と連携した取組の連絡調整や情報収集に関すること【連絡調整】
⇒ 地域人材(学校支援ボランティア等)の受け入れに関する連絡調整等
- 地域と連携した取組の充実に関すること【企画・支援】
⇒ 地域と連携した活動のプログラムの企画・運営支援等 など

<期待される取組例>



岡山県教育委員会

■ 成24年度から県内公立小・中・高・特別支援学校の校務分掌に「地域連携担当」を位置づけ、学校の窓口を明確化。県総合教育センターの研修等により、資質能力の向上を推進。

<地域連携担当教員の役割>

- 校内の地域連携情報の集約、
- 全体計画の作成・提示、校内研修計画の作成・実施、
- 地域(地域コーディネーター、学校支援ボランティア、PTA等)との情報交換 など



仙台市教育委員会

■ 地域住民、社会教育関係団体やボランティア団体等との連携や連絡調整に関することを担当し、学校と地域をつなぐ窓口となる地域連携担当教員を市内全小・中・中等教育学校に配置。

<地域連携担当教員の役割>

- 地域と学校の情報共有
- 地域活動への参加
- ゲストティーチャーや地域学習の実施 など

※市教委から委嘱された嘱託社会教育主事が、学校において地域連携担当教員をサポートし、教育活動の充実や地域の活性化を推進。



地域との連携担当として事務職員を位置づけている事例

鳥取県南部町教育委員会

- 平成18年以降、コミュニティ・スクールを導入し、平成23年は、地域とともにある学校づくり推進体制が整ったことを機に、文部科学省委託事業を取り入れ、事務職員を配置し、コミュニティ・スクールの取組を推進。

<事務職員の役割>

- 教員の業務の整理
- コミュニティ・スクールの積極的な運用と学校・地域の連携促進
 - ・コミュニティ・スクール関連業務にかかる連絡調整業務のとりまとめ
 - ・学習支援ボランティアや生徒ボランティアのコーディネート
 - ・情報発信（学校だより発行、HPによる公開）
- 学校体制の見直し など

<取組による主な成果>

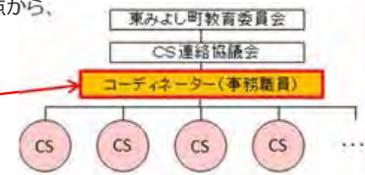
- 校間や地域との連携が円滑化
- 教員の授業準備時間の増加
- 予算確保や予算執行の円滑化
- 定期的な情報発信

徳島県東みよし町教育委員会

- クラス担任や担当教科を持つ教職員よりも、学校全体を見渡して物事に取り組みやすいという観点から、学校事務職員がコミュニティ・スクール運営における中心的役割を担当。

<事務職員の役割>

- コミュニティ・スクールに関する研修会の企画・開催
- コミュニティ・スクール連絡協議会の運営（熟議の企画・開催等）
- 地域と学校の関係性に関する調査の企画・調整 など



滋賀県長浜市湯田小学校

- 学校事務職員が組織内のトータルプロデューサーとして学校運営に参画し、学校事務を組織的に進める取組を推進。

<事務職員の役割>

- 学校と地域をつなぐコーディネーター
 - ・学校運営協議会の連絡・調整、学校支援推進部の組織づくりと活動支援
 - ・ボランティア活動による学校支援コーディネート体制の構築
- 学校情報の適切な提供（自治会掲示板の活用、協議会だより等の発行） など



ボランティアのシフト表



学校情報の速やかな提供
(ブログの発信)

関係法令(抜粋)

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）抄

第三節 学校運営協議会

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

- 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
- 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
- 8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

コミュニティ・スクール導入等促進事業

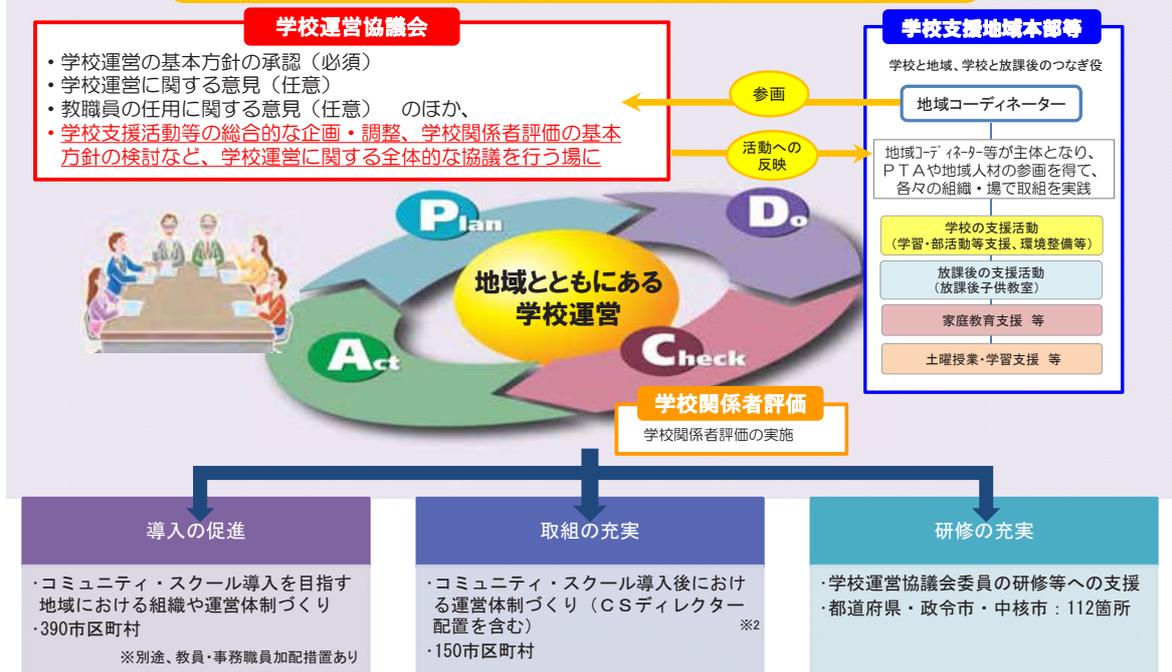
平成28年度予算額(案) 160百万円
平成27年度予算額 157百万円

※学校を核とした地域力強化プランの1メニュー。

補助率: 国 1/3

※1

学校運営協議会の機能と、学校支援や学校関係者評価等の機能を一体的に推進することで、学校運営の改善を果たすPDCAサイクルを確立



※1 補助については、都道府県の判断により、間接補助とすることも可能。その場合、都道府県、市区町村が1/3ずつ負担。

※2 CSディレクター: 学校運営協議会の会議運営や、学校運営協議会委員との連絡・調整など、学校運営協議会に関わる業務を行う地域人材。

※3 小中一貫型小・中学校においても、本事業への申請が可能。

地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業

平成28年度予算額(案) 11百万円
平成27年度予算額 13百万円

※学校を核とした地域力強化プランの1メニュー。

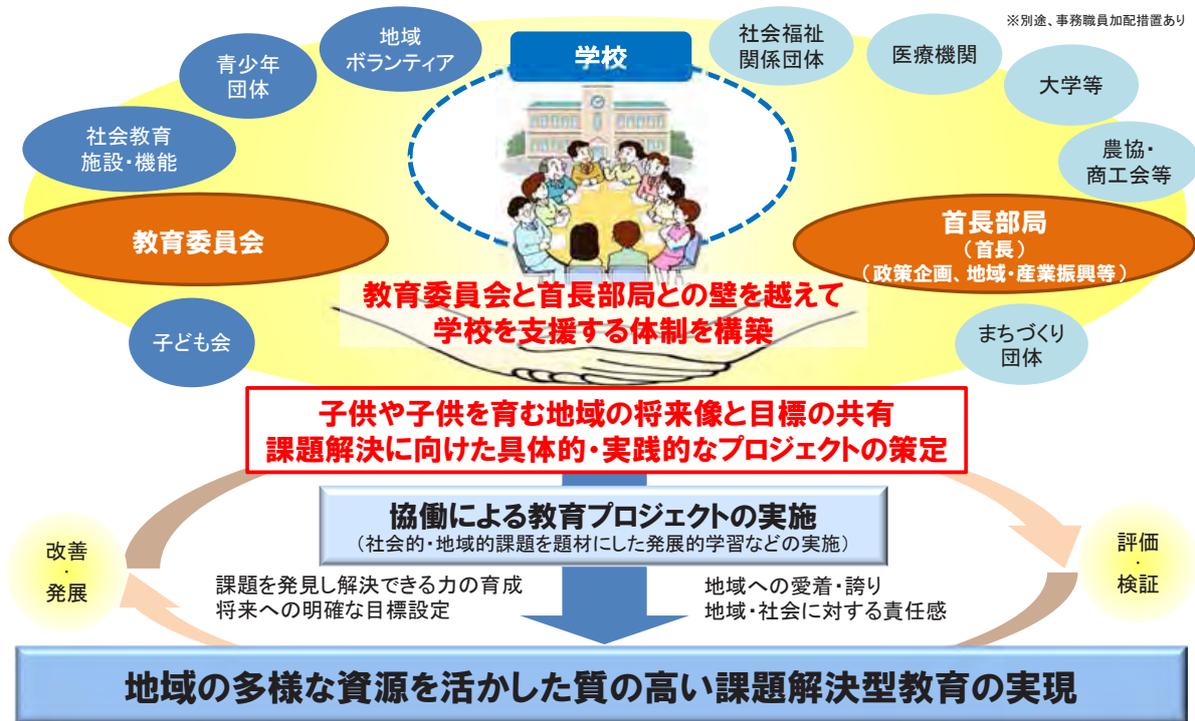


首長部局等との協働による新たな学校モデルの構築事業

平成28年度予算額(案)26百万円
(平成27年度予算額 29百万円)

地域コミュニティの衰退や子供の問題行動等、学校・地域の差し迫った社会的・地域的な課題に対し、首長部局や関係機関等との協働体制を確立し、課題解決に向けて取り組む新たな学校モデルを構築・発信

<委託事業：都道府県・市区町村（18自治体）>

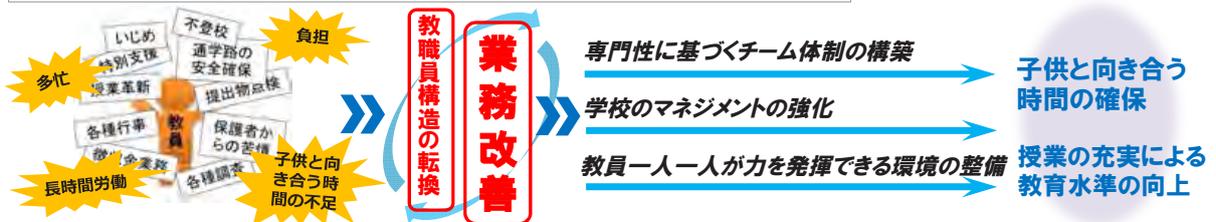


チーム学校の実現に向けた業務改善等の推進

平成28年度予算額(案) 99百万円
(平成27年度予算額 90百万円)

教員に加えて多様な専門スタッフによるチーム体制の構築と学校現場における業務改善の徹底とが相俟って、子供と向き合う時間を確保し、授業を充実する必要

(※関連事業6,256百万円の内数)



<総合的な支援方策>

支援事業等	学校サポートチームの構築推進事業 (委託事業：新規 16百万円) 保護者や地域からの苦情・要望など学校の抱えている困難な課題に対応するため、教育委員会における学校サポートチームの構築	学校マネジメント強化推進事業 (委託事業：22百万円) 教職員と他の専門スタッフとのチーム学校体制モデルの検証や標準職務の明確化、業務の精選、管理職等のマネジメント研修の在り方などの実践
	学校評価システム構築事業 (委託事業：16百万円) 学校評価結果や学力・問題行動等の調査結果の分析、活用により、課題のある学校や改革に取り組む学校等支援	地域との協働による学校づくりへの支援 (委託事業：41百万円) コミュニティ・スクールの成果検証等を通じた学校運営改善に関する調査
	運動部活動指導の工夫・改善支援事業 (※関連事業 250百万円の内数) 顧問教員など運動部活動指導者を対象とした指導力向上のための研修	ICTを活用した教育推進自治体応援事業 (※関連事業 261百万円の内数) ICT支援員の育成等のためのスキル標準の整理、育成モデルプログラムの開発
	学校保健総合支援事業 (※関連事業 34百万円の内数) 医療機関等との連携による課題解決の取組や、学校保健指導者の育成・普及の取組	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの質の向上(いじめ対策総合推進事業) (※関連事業 5,711百万円の内数) S C ・ S S W の質の向上を図る取組の推進 (連絡協議会等の開催の支援等)
普及啓発等	業務改善アドバイザーの派遣、マネジメントフォーラム等を通じた実践事例の全国発信 (4百万円) 業務改善アドバイザー(学校マネジメントの有識者、コンサル系企業の担当者、先進自治体の職員等)を派遣し、自治体の業務改善に係る取組の伴走支援(新規)マネジメントフォーラム等の開催を通じ、チーム学校の理念、業務改善の実践を全国に発信	

学校評価システム構築事業

平成28年度予算額(案) 16百万円
平成27年度予算額 32百万円

学校評価や学力・問題行動等調査の結果を分析・活用し教育改革に取り組む教育委員会のシステム構築にかかる実践研究

＜委託事業：県・政令市・市区町村（6自治体）、大学・民間（1団体）＞

- スクール・アナリスト等の配置による学校評価システムの構築研究
- 実効性ある学校評価を行うための人材育成の取組研究
- 小中一貫教育に対応した学校評価の取組研究
- 大学等においてコミュニティ・スクールにおける学校評価の在り方を探る調査研究



学校評価システム構築事業

学校評価結果等の分析を踏まえた学校設置者の教育施策・戦略の策定・実行を支援
⇒学校設置者における課題のある学校、改革に意欲的に取り組む学校等への支援に反映

教育改革の施策・戦略、予算等への反映

学力や問題行動等のデータ等も含め、専門的な見地から分析し助言

スクールアナリスト



域内学校の評価結果等の分析

- 自己評価
- 学校関係者評価（保護者、地域住民等）
- 第三者評価



評価結果の報告

予算・人事等の支援
改善への指導助言



地域との協働による学校づくりへの支援

平成28年度予算額(案) 41百万円
平成27年度予算額 31百万円

地域との協働による学校づくりを推進するため、各自治体におけるコミュニティ・スクールの普及・啓発を図るとともに、これまでに実践されてきたコミュニティ・スクールの取組についての成果検証等を行う。

コミュニティ・スクールの普及・啓発

コミュニティ・スクール推進員(CSマイスター)派遣制度

コミュニティ・スクールの導入を検討する教育委員会や学校、地域住民等に対して、継続的できめ細かい助言・支援を行うコミュニティ・スクール推進員(※)を派遣する。(33人)

※コミュニティ・スクールの実践経験がある元校長や教育長、学校運営協議会委員等に対して文部科学省が委嘱。



地域とともにある学校づくりの推進に向けた制度等説明会

コミュニティ・スクール未導入地域の保護者、地域住民、学校関係者等を対象とした個別説明会を開催し、文部科学省職員が制度についての理解促進や指導助言等を行い、制度導入を促す。

地域とともにある学校づくり推進協議会の開催

コミュニティ・スクールの導入による地域とともにある学校づくりの充実方策について、保護者・地域住民、学校関係者等を対象とした協議会(フォーラム)を開催し、先進的な取組を行う教育委員会等による事例発表などを通じて取組の充実や普及を図る。(全国8会場)

コミュニティ・スクールの発展・協働

＜委託事業：都道府県・市区町村（9自治体）、大学・民間（1団体）＞

学校運営協議会制度の発展・協働に関する調査研究

- 幼稚園・高等学校・特別支援学校における学校運営協議会の在り方等の研究
- 都道府県・指定都市で、学校運営協議会制度によらずに地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みを構築している場合の段階的な発展プロセスモデルの構築
- 大学における、学校と地域との協働を推進するための教職員の養成・育成に資する取組の在り方に関する調査研究
- 学校運営協議会委員となる人材の確保及び資質向上のための資質能力の明確化や研修プログラムの構築についての調査研究



コミュニティ・スクールの更なる導入促進・発展へ